

第五十一回国会 商工委員会 議 録 第三十三号

昭和四十一年五月十日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 始関 伊平君

理事 坂川 正吾君

理事 田中 武夫君

理事 内田 常雄君

理事 海部 俊樹君

理事 小宮山重四郎君

理事 三原 朝雄君

理事 坂井 茂尚君

理事 島口重次郎君

理事 加藤 進君

出席國務大臣

出席政府委員

出席産業大臣 三木 武夫君

出席通商産業事務官 大慈彌嘉久君

出席通商産業事務官 (大臣官房長) 熊谷 典文君

出席通商産業事務官 (企業局長) 赤澤 璋一君

出席通商産業事務官 (重工業局長) 川出 千速君

出席特許庁長官 影山 衛司君

出席中小企業庁長官

五月十日

理事田中武夫君同日理事辞任につき、その補欠として加賀田進君が理事に当選した。

四月二十八日

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第二二二号)計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(参議院送付)

第一類第九号

商工委員会議録第三十三号

昭和四十一年五月十日

五月七日

電気工業法制定に関する請願(横山利秋君紹介)(第四〇七九号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第四一七四号)

鹿兒島県の石材利用推進に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇八六号)

鹿兒島県の石材工業育成に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇八七号)

本日の会議に付した案件  
理事の辞任及び補欠選任  
日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第二二二号)計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(参議院送付)

官公需の中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出第一四二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四二号)

補欠選任を行なうのでありますが、従来の慣例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、加賀田進君を理事に指名いたします。

○天野委員長 去る四月二十八日付託になりました内閣提出日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案及び同日参議院から送付付託になりました内閣提出計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。三木通商産業大臣。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第二百四十条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法第二百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなす。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国等において特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十条」に、「第三十五条―第四十六条」を「第三十一条―第四十六条」

---

に、  
 第四章 検定、比較検査及び基準器検査  
 第一節 検定（第八十六条―第九十六条）  
 第二節 比較検査（第九十七条―第一百五

第三節 基準器検査(第百六条—第百二  
第四章 検定、型式の承認、比較検

|     |             |
|-----|-------------|
| 第一節 | 檢定（第八十六條—第九 |
| 第二節 | 型式の承認（第九十五  |
| 第三節 | 比較検査（第九十七條— |

を

第四節 基準器検査（第百六条）

条（第九十六条の十）に、「第百五十八条」を「第百五十二条」

第二百五十八條の二に改める。

第二條中「温度」を「電流、温度、光度、光度、光流」

第二條中「遊民」改為「乞丐」。

「量」を「角速度、角加速度的大きさ、立体角、流量、質量流量」に、「光度、光束、照度、周波数」を「周波数、電力、電圧、電氣容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、有効電力、皮相電力、皮相電力、光束、輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「耐火度、照射線量」を「耐火度、力率」に、「生体実効線量」を「エネルギー」に、「生体実効線量率、粒子束」を「エネルギー密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質衰変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第三条中「時間、」の下に「電流、」を加え、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同号の次の一号を加える。

四 電流の計量単位は、アンペアとする。

アンペアは、真空中に一メートルの間隔で

する無限に長い二本の直線状導体のそれぞれを流れ、これらの導体の長さ一メートルごと

に力の大きさが一〇〇〇〇（一〇〇分の二）  
ニュートンの力を及ぼし合う不変の電流とし  
て通商産業大臣が現示する。

アンペアは、交流の電流においては、前項のアンペアで表わしたその電流の瞬時値の二乗の一周平均の平方根が同項のアンペアに等しい電流とする。

第五條中「角度」の下に「角速度、角加速度の大きさ」、立体角、」を、「流量」の下に「質量流量、」を、「濃度」の下に「周波数、電力量、電力、電気を、電圧、起電力、電界の強さ、電気抵抗、静電

容量、インダクタンス、磁束、磁束密度、起磁力、磁界の強さ、無効電力、無効電力量、皮相電力、皮相電力量、「を加え」、「照度、周波数」を「輝度、照度、放射能、中性子放出率、照射線量」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、第六号を次の

1

六 圧力の計量單位は、ニュートン毎平方メートル、重量キログラム毎平方メートル、水銀柱メートル、水柱メートル及び気圧とする。

ニュートン毎平方メートルは、一平方メートルにつき一ニュートンの圧力をいう。

重量キログラム毎平方メートルは、一平方メートルにつき一重量キログラムの圧力をいう。

水銀柱メートルは、 $0.76$ 分の一 $0.0125$ ニュートン毎平方メートルをいう。ただし、気象に関しては、国際気象機関で採決されたものによることができる。

水柱メートルは、 $9.80665$ ニュートン毎平方メートルをいう。

気圧は、 $1.01325$ ニュートン毎平方メートルをいう。

第五条第七号中「キロワット時」を「ワット秒」に、「キログラムメートル」を「重量キログラムメートル」に、「一、〇〇〇ワット」を「一ワット」に、「三、六〇〇秒の時間」を「一秒間」に改め、同条第八号中「キログラムメートル毎秒」を「重量キログラムメートル毎秒」に、「一キログラムメートル」を「一重量キログラムメートル」に改め、同条第九号中「キロワット時、キログラムメートル及びキロカロリー」を「ワット秒、重量キログラムメートル及びカロリー」に、「キロワット時は、一キロワット時を「ワット秒は、一ワット秒」に、「キログラムメートルは、一キログラムメートル」を「重量キログラムメートルは、一重量キログラムメートル」に、「キロカロリーは」を「カロリーメートル」に、「一、〇一三二五パール」を「一〇一、三二五ニュートン毎平方メートル」に、「一キログララム」を「一〇・〇一キログラム」に、「四、一八六・〇五ジュール」を「四・一八六〇五ジュール」に改め、同条第十号中「弧に対する中心角の」を「弧の中心に対する」に改め、同条第十九号中「当り」を「当たり」に、「一・〇一三二五パール」を「一〇一、三二五ニュートン毎平方メートル」に改め、

同号を同条第四十四号とし、同号の前に次の三号を加える。

四十一 放射能の計量単位は、壊変毎秒とする。

壊変毎秒は、放射性核種の壊変数が一秒につき一であるときの放射能をいう。

壊変毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十二 中性子放出率の計量単位は、中性子毎秒とする。

中性子毎秒は、中性子が一秒につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

中性子毎秒は、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

四十三 照射線量の計量単位は、レントゲンとする。

レントゲンは、エックス線又はガンマ線の照射により空気一キログラムにつき放出された電離性粒子が、空気中においてそれぞれ一〇、〇〇〇分の二・五八クロロンの電氣量を有する正及び負のイオン群を生じさせる照射線量をいう。

レントゲンは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第五条中第十八号を削り、第十七号を第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九 輝度の計量単位は、カンデラ毎平方メートルとする。

カンデラ毎平方メートルは、一平方メートルの面積の平面光源が、その平面と垂直な方向において、一様な輝度を有しており、その光度がカンデラであるときに、その方向における輝度をいう。

第五条第十六号中「単位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分にに対する中心立体角をいう。）」を「一ステラジアン（の単位立体角）」に改め、同号を同条第三十八号とし、同号の前に次の十八号を加える。

二十 周波数の計量単位は、サイクル毎秒、サイクル又はヘルツとする。

サイクル毎秒、サイクル又はヘルツは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

二十一 電力量の計量単位は、ワット秒又はジュールとする。

ワット秒は、一ワット秒の仕事に相当する電力量をいう。

ジュールは、一ジュールの仕事に相当する電力量をいう。

二十二 電力の計量単位は、ワットとする。

ワットは、一ワットの工率に相当する電力をいう。

二十三 電気量の計量単位は、クーロンとする。

クーロンは、一アンペアの不变の電流によつて一秒間に運ばれる電気量をいう。

二十四 電圧の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一アンペアの不变の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるときに、その二点間の電圧をいう。

ボルトは、交流の電圧においては、前項のボルトで表わしたその電圧の瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が同項のボルトに等しい電圧をいう。

二十五 起電力の計量単位は、ボルトとする。

ボルトは、一ボルトの電圧に相当する起電力をいう。

二十六 電界の強さの計量単位は、ボルト毎メートルとする。

ボルト毎メートルは、一クーロンの電気量を有する無限に小さい帯電体に働く力の大きさが一ニュートンである真空中における電界の強さをいう。

二十七 電気抵抗の計量単位は、オームとする。

オームは、一アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が一ボルトであるときに、その二点間の電気抵抗をいう。

オームは、通商産業大臣が保管する標準器

で現示する。

二十八 静電容量の計量単位は、ファラドとする。

ファラドは、一クーロンの電気量を充電したときに一ボルトの電圧を生ずる二導体間の静電容量をいう。

二十九 インダクタンスの計量単位は、ヘンリーとする。

ヘンリーは、一秒間に一アンペアの割合で一様に变化する電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンスをいう。

三十 磁束の計量単位は、ウェーバとする。

ウェーバは、一回巻きの閉回路と鎖交する磁束が一様に減少して一秒後に消滅するときに、その閉回路に一ボルトの起電力を生じさせる磁束をいう。

三十一 磁束密度の計量単位は、テスラ又はウェーバ毎平方メートルとする。

テスラ又はウェーバ毎平方メートルは、磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度をいう。

三十二 起電力の計量単位は、アンペア又はアンペア回数とする。

アンペア又はアンペア回数は、一回巻きの閉回路に一アンペアの不变の電流が流れるときに生ずる起電力をいう。

三十三 磁界の強さの計量単位は、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルとする。

アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルは、一様磁界において磁界の方向に沿つて一メートル離れた二点間の起電力が一アンペアである磁界の強さをいう。

三十四 無効電力の計量単位は、バールとする。

バールは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときにその正弦波交流電圧と位相が九〇度異なる一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の無効電力をいう。

三十五 無効電力量の計量単位は、バール秒とする。

バール秒は、一バールの無効電力が一秒間継続するときの無効電力量をいう。

三十六 皮相電力の計量単位は、ボルトアンペアとする。

ボルトアンペアは、回路に一ボルトの正弦波交流電圧を加えるときに一アンペアの正弦波交流電流が流れる場合の皮相電力をいう。

三十七 皮相電力量の計量単位は、ボルトアンペア秒とする。

ボルトアンペア秒は、一ボルトアンペアの皮相電力が一秒間継続するときの皮相電力量をいう。

第五号中第十五号を削り、第十四号を第十九号とし、第十三号を同条十八号とし、同条第十二号の二中「ストロクス」を「平方メートル毎秒」に、「二、〇〇〇キログラム毎立方メートル」を「一キログラム毎立方メートル」に、「二ポアズ」を「一ニュートン毎平方メートル」に改め、同条第十二号中「ボアズ」を「ニュートン」に改め、同条第十六号とし、同条の前の次の一号を加える。

十五 質量流量の計量単位は、キログラム毎秒とする。

キログラム毎秒は、一秒につき一キログラムの質量流量をいう。

第五号第十一号中「及びキログラム毎秒」及び「キログラム毎秒」は、一秒につき一キログラムの流量をいう。」を削り、同条第十四号とし、同条の前の次の三号を加える。

十一 角速度の計量単位は、ラジアン毎秒とする。

ラジアン毎秒は、一秒につき一ラジアンの角速度をいう。

十二 角加速度の大きさの計量単位は、ラジアン毎秒毎秒とする。

ラジアン毎秒毎秒は、一秒につき一ラジアン毎秒毎秒とする。

ン毎秒の角加速度の大きさをいう。

十三 立体角の計量単位は、ステラジアンとする。

ステラジアンは、球の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角をいう。

第六条を次のように改める。

（補助計量単位）  
第六条 第三条及び前条の計量単位の補助計量単位は、次のとおりとする。

一 第三条第一号のメートルの補助計量単位は、ミクロンとする。

ミクロンは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二 第三条第二号のキログラムの補助計量単位は、グラム及びトンとする。

グラムは、キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

トンは一、〇〇〇キログラムをいう。

三 第三条第三号の秒の補助計量単位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

時は、三、六〇〇秒をいう。

四 第三条第五号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

五 前条第一号の平方メートルの補助計量単位は、アールとする。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

六 前条第二号の立方メートルの補助計量単位は、リットルとする。

リットルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

七 前条第三号のメートル毎秒の補助計量単位は、メートル毎時とする。

メートル毎時は、一時間につき一メートルの速さをいう。

八 前条第四号のメートル毎秒毎秒の補助計量単位は、ガルとする。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇分の一をいう。

九 前条第五号のニュートンの補助計量単位は、ダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十 前条第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム及び重量トンとする。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一 前条第六号のニュートン毎平方メートルの補助計量単位は、バールとする。

バールは、一〇〇、〇〇〇ニュートン毎平方メートルをいう。

十二 前条第六号の重量キログラム毎平方メートルの補助計量単位は、重量グラム毎平方メートルとする。

重量グラム毎平方メートルは、重量キログラム毎平方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三 前条第七号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十四 前条第七号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十五 前条第九号のジュールの補助計量単位は、エルグとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

十六 前条第九号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

十七 前条第十号の度の補助計量単位は、秒及び

び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

十八 前条第十四号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、リットル毎秒、リットル毎分、リットル毎時、立方メートル毎分及び立方メートル毎時とする。

リットル毎秒は、一秒につきリットルの流量をいう。

リットル毎分は、一分につきリットルの流量をいう。

リットル毎時は、一時間につきリットルの流量をいう。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

立方メートル毎時は、一時間につき一立方メートルの流量をいう。

十九 前条第十五号のキログラム毎秒の補助計量単位は、グラム毎秒、グラム毎分、グラム毎時、キログラム毎分、キログラム毎時、トン毎秒、トン毎分及びトン毎時とする。

グラム毎秒は、一秒につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎分は、一分につき一グラムの質量流量をいう。

グラム毎時は、一時間につき一グラムの質量流量をいう。

キログラム毎分は、一分につき一キログラムの質量流量をいう。

キログラム毎時は、一時間につき一キログラムの質量流量をいう。

トン毎秒は、一秒につき一トンの質量流量をいう。

トン毎分は、一分につき一トンの質量流量をいう。

トン毎時は、一時間につき一トンの質量流量をいう。

二十 前条第十六号のニュートン秒毎平方メートルの補助計量単位は、ポアズとする。

ポアズは、ニュートン秒毎平方メートルの一〇〇分の一をいう。

二十一 前条第十七号の平方メートル毎秒の補助計量単位は、ストークスとする。

ストークスは、平方メートル毎秒の一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十二 前条第十八号のキログラム毎立方メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、一リットルにつき一グラムの密度をいう。

グラム毎立方メートルは、一立方メートルにつき一グラムの密度をいう。

二十三 前条第二十号のサイクル毎秒、サイクル又はヘルツの補助計量単位は、回毎分及び回毎時とする。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

二十四 前条第二十一号のワット秒の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、三、六〇〇ワット秒をいう。

二十五 前条第三十号のウェーバの補助計量単位は、マクスウェルとする。

マクスウェルは、ウェーバの一〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

二十六 前条第三十一号のテスラ又はウェーバ毎平方メートルの補助計量単位は、ガンマ及びガウスとする。

ガンマは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガウスは、テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一〇、〇〇〇分の一をいう。

二十七 前条第三十三号のアンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルの補助計量単位は、エルステッドとする。

エルステッドは、アンペア毎メートル又はアンペア回数毎メートルを四倍率の四倍で除したものの一、〇〇〇倍をいう。

二十八 前条第三十五号のバール秒の補助計量単位は、バール時とする。

バール時は、三、六〇〇バール秒をいう。

二十九 前条第三十七号のボルトアンペア秒の補助計量単位は、ボルトアンペア時とする。

ボルトアンペア時は、三、六〇〇ボルトアンペア秒をいう。

三十 前条第四十一号の壊変毎秒の補助計量単位は、壊変毎分及びキュリーとする。

壊変毎分は、放射性核種の壊変数が一分につき一であるときの放射能をいう。

キュリーは、三七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇壊変毎秒をいう。

三十一 前条第四十二号の中性子毎秒の補助計量単位は、中性子毎分とする。

中性子毎分は、中性子が一分につき一個の割合で放出される中性子放出率をいう。

2 前項に規定するもののほか、第三条及び前条の計量単位並びに同項の補助計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表わす補助計量単位は、政令で定める。

第七条中「外」を「ほか」に改め、「液体又は粒状物の体積の計量」を削り、「速さ」の下に、「圧力」を加え、「流量を測る」。

第九条中「照射線量を「力率」に、「生体実効線量を「エネルギーフルエンス」に、「生体実効線量を「エネルギー束密度」に、「粒子束密度の時間積分量、放射性物質質量、放射性物質表面密度、放射性物質濃度及び放射性物質壊変率」を「粒子フルエンス、放射能面密度及び放射能濃度」に改める。

第十二条中「左」を「次に」に、「第三条第五号及び第五号第十九号」を「第三条第六号並びに第五号第二十七号及び第四十一号から第四十四号まで」に改め、各号を次のように改める。

一 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺及び回転尺（政令で定めるものを除く。）

二 質量計(政令で定めるものを除く。)

三 温度計(政令で定めるものを除く。)

四 皮革面積計

五 ます、化学用体積計、積算体積計及び日盛付タンク(政令で定めるものを除く。)

六 機械式回転速度計及び電気式回転速度計(政令で定めるものを除く。)

七 アネロイド型圧力計(政令で定めるものを除く。)

八 ポンベ型熱量計及び流水型熱量計(政令で定めるものを除く。)

九 浮ひよう型密度計

十 浮ひよう型濃度計

十一 電力計

十二 最大需要電力計

十三 無効電力計

十四 照度計(政令で定めるものを除く。)

十五 照射線量計(政令で定めるものを除く。)

十六 騒音計(政令で定めるものを除く。)

十七 織度計(政令で定めるものを除く。)

十八 浮ひよう型比重計

第二章 第一節及び第二節を次のように改める。

第一節 製造

(製造の事業の登録)

第十三条 計量器の製造(通商産業省令で定める範囲内の改造以外の改造を含む。以下同じ。)

の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の製造の事業を行なうとする場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第十四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、第十二条第十一号から第十三号までに掲げる計量器(以下「電気計器」という。)に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業省令で定めるところにより都道府県知事を經由して通商産業大臣に提出しなければならない。

第一類第九号 商工委員会議録第三十三号 昭和四十一年五月十日

第一類第九号 商工委員会議録第三十三号 昭和四十一年五月十日

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該計量器の製造をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項について調査しなければならない。

(登録の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第十三条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第二十七条、第三十五条又は第五十一条の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第十六条 通商産業大臣は、第十三条の登録があつた場合において、その申請に係る第十四条第一項第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

(登録簿)

第十七条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第二十七条の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間

(登録証の交付)

第十八条 通商産業大臣は、第十三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業の区分

(登録の有効期間)

第十九条 第十三条の登録の有効期間は、登録の日から起算して一〇年とする。ただし、再登録を妨げない。

(検査規程)

第二十条 第十三条の登録を受けた者(以下「製造事業者」という。)は、当該計量器の検査に關し、通商産業省令で定める事項を記載した検査規程を作成し、その事業を開始した後、遅滞なく、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、当該計量器について適正な品質を確保するため必要があると認めるときは、製造事業者に対し、前項の規定により届け出た検査規程を変更すべきことを命ずることができる。

(附帯事業)

第二十一条 製造事業者は、第三十一条の規定にかかわらず、当該計量器の修理(第十三条の通商産業省令で定める範囲内の改造を含む。通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第六十九条第二項を除き、以下同じ。)の事業を行ない、又は第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が製造若しくは修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

(承継)

第二十二条 製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第十五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第二十三条 製造事業者は、第十四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた製造事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第二十四条 製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第二十五条 製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第二十六条 製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失ふ。

(登録の取消し等)

第二十七条 通商産業大臣は、製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

五

に違反したとき。

二 第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により第十三条の登録を受けたとき。

四 第十四条第一項第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五 第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

(登録の消除)

第二十八条 通商産業大臣は、製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第二十九条 製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第二節 修理

(修理の事業の登録)

第三十一条 計量器の修理の事業を行なうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその事業を行なうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、自己が取引又は証明以外の用途にのみ供する計量器の修理の事業を行なうとする場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣、その他の計量器に係る場合にあつてはその修理の事業を行なうとする場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該計量器の修理をしようとする工場又は事業場の名称及び所在地その他その事業を行なうとする場所

四 当該計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

(登録の基準)

第三十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三十一条の登録の申請があつた場合において、その申請に係る前条第四号に規定する設備が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

(附帯事業等)

第三十四条 第三十一条の登録を受けた者(以下「修理事業者」といふ)は、第四十七条第一項の規定にかかわらず、同項の政令で定める計量器であつてその者が修理をしたものの販売の事業を行なうことを妨げない。

2 修理事業者(電気計器について第三十一条の登録を受けた者を除く)であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において工場又は事業場を設けないで当該計量器の修理の事業を行なうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、同条の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

(登録の取消し等)

第三十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、修理事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により第三十一条の登録を受け

たとき。

四 第三十二条第四号に規定する設備を欠くに至つたとき。

五 次条において準用する第二十条第一項の規定により届け出た検査規程を実施しないと認めるとき。

(準用規定)

第三十六条 第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十条までの規定は、第三十一条の登録及び修理事業者に準用する。この場合において、第十七条、第十八條第一項、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三十七条から第四十六条まで 削除

第四十七条第一項中「計量器の販売又は販売の仲立(以下「販売等」といふ)を」を「政令で定める計量器の販売又は販売の仲立ち(輸出のための販売又は販売の仲立ちを除く。以下「販売等」といふ)に、」を「行ない」を「行なう」に、「区分」を「事業の区分」に、「店舗」とに、その所在地を管轄する「を」事業を行なうとする場所をその区域に含む都道府県ごとにその「に、」計量器の製造若しくは修理の事業の許可を「を、」計量器の製造、修理に、「許可又は登録を」登録に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「販売等の事業を行なう」を「同項の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう」に、「販売等の方法及び期間を定めて、その店舗(店舗のない者にあつては、住所)の所在地」を「その旨をその事業を行なうとする場所」に改め、後段を削る。

第四十八条及び第四十九条を削り、第五十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「販売等の事業」を「前条第一項に、」左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その店舗の所在地を、次の事項を記載し

た申請書その事業を行なうとする場所」に改め、同条第一号中「その代表者の氏名及び住所」を、その代表者の氏名に改め、同条第二号及び第三号を次のように改め、同条を第四十八条とする。

二 事業の区分

三 店舗の所在地その他その事業を行なうとする場所

第五十一条第一項中「販売等の事業の登録の申請が左の」を「第四十七条第一項の登録の申請が次の」に改め、同項第一号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行ない」を「行なう」に改め、同項第二号中「通商産業省令で定める計量器の販売等の事業の登録の申請にあつては、」を削り、「検定証印」の下に、「型式承認番号」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(附帯事業等)

第五十条 第四十七条第一項の登録を受けた者(以下「販売事業者」といふ)であつて、通商産業省令で定める検査のための設備を有するものは、第三十一条の規定にかかわらず、当該登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理の事業を行なうことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行なうとする者は、その旨を当該登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

3 販売事業者であつて、当該登録に係る都道府県以外の都道府県の区域において店舗を設けないで当該計量器の販売等の事業を行なうとするものは、あらかじめ、通商産業省令で定める事項をその区域を管轄する都道府県知事に届け出たときは、第四十七条第一項の規定にかかわらず、その都道府県知事の管轄区域内において、その事業を行なうことを妨げない。

第五十二条から第五十八條まで及び第六十条から第六十二条までを削り、第五十九條の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「左の」を「次

の「に、定めて」を「定めて、」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第四十九号各号の」を「次条において準用する第十五条第一号又は第三号」に改め、同条第三号中「販売等の事業を」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四号中「販売等」を「当該計量器の販売等」に、「行」を「行なう」に改め、同条を第五十一條とし、同条の次に次の十一條を加える。

(運用規定)

第五十二條 第十五條、第十七條から第十九條まで、第二十二條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十條までの規定は、第四十七條第二項の登録及び販売事業者に準用する。この場合において、第十七條、第十八條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第二十九條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第五十三條から第六十二條まで 削除

第六十三條の前の見出しを「(譲渡等の制限)」に改め、同条中「計量器の」を「体温計その他の政令で定める計量器の」に、「第九十二條」を「第九十條」に改める。

第六十四條第一項中「左に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「又は販売事業者を」及び前条の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「比較検査成績書とともに」を削り、同条を同項第三号とし、同項第七号及び第八号並びに同条第二項から第六項までを削る。

第六十五條を削り、第六十六條の前の見出しを削り、同条第一項中「販売事業者(第六十三條に規定する者を除く)は、左の各号の一に該当する計量器を」第六十三條の政令で定める計量器の販売等の事業を行なう者(同条に規定する者を除く)は、当該計量器であつて次の各号の一に該当するものに、「貸渡」を「貸渡し」に改め、同項第二号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十五條とする。

第六十七條中「左に掲げる」を「輸出する」に改め、各号を削り、同条を第六十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(使用の制限)

第六十七條 計量をするための器具、機械又は装置でないもの及び次の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量(繰度及び比重の計量単位及び補助計量単位であつて第九條の通商産業省令で定めるものによる計量を含む。第百三十九條第一項及び第百五十六條第一項において同じ)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 検定証印又は比較検査証印が附されていない計量器

二 第九十條に規定する計量器で検定に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したもの

三 比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの

2 電気計器であつて変成器とともに使用されるもの(以下「変成器付電気計器」という。)は、第九十一條第四項の合番号が附されている変成器とともにするのとなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

第六十八條の前の見出しを削り、同条から第七十一條までを次のように改める。

第六十八條 次に掲げるものについては、前条の規定は、適用しない。

一 きつ水によりこれに積載した貨物の質量を計る場合におけるその船舶

二 政令で定める計量器

(検定証印等のまつ消)

第六十九條 検定証印又は比較検査証印が附されている計量器の改造(第十三條の通商産業省令で定める範囲内の改造を除く)又は修理をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その検定証印若しくは比較検査証印又はその計量器

に附されている第九十一條第四項の合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならぬ。

2 第九十一條第四項の合番号が附されている変成器の改造又は修理(通商産業省令で定める軽微な修理を除く)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、その合番号を除去し、又はこれに消印を附さなければならぬ。

第七十條 次に掲げる場合は、前条第一項の規定は、適用しない。

一 製造事業者、修理事業者又は第五十條第一項に規定する販売事業者が当該計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するとき。

二 第百七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器について通商産業省令で定める範囲内の修理をした場合において、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するとき。

2 前項第一号に規定する者は、同条に規定する修理をしたときは、通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3 第一項第二号に規定する者は、同条に規定する修理をしたときは、第百七十七條第一号に規定する計量士に、同条第二号の通商産業省令で定める検査のための設備を用いて、その修理をした計量器が第百四十五條第一項第二号及び第三号に適合するかどうかを検査させなければならない。

(商品の長さ等の明示)

第七十一條 法定計量単位により商品の長さ、質量又は体積を計つて、当該法定計量単位によりその商品を販売する者は、その商品を購入する者に、当該法定計量単位によるその商品の長さ、質量又は体積を明示するよう努めなければならない。

第七十三條中「販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することゝ要しない」を「販売する者については、第六十七條第一項の規定は、適用しない」に改める。

第七十五條の見出し中「正味量」を「正味量等」に改め、同条第一項中「包装に」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「第六十八條」を「第七十二條」に、「計量器を使用して計量する」を「その正味量を計る」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第七十五條の二 法定計量単位による質量又は体積により計量することが計量の適正な実施を確保するため特に必要であると認められる商品であつて政令で定めるものを容器に入れ、その容器とともに販売する者は、その容器に、政令で定めるところにより、法定計量単位によるその商品の質量又は体積を表記しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者が同項の規定による表記をする場合に準用する。

3 前条第一項に規定する者が同項の規定による正味量の表記をする場合は、前二項の規定は、適用しない。

第七十六條第三項中「第六十八條」を「第七十二條」に、「計量器を使用して計量する」を「その品質を計る」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十七條第一項中「第七十五條第一項」の下に「第七十五條の二第一項」を、「正味量」の下に「商品の質量若しくは体積を」、「名称」の下に「及びその表記をした場所を加え、同条第二項中「正味量」の下に「商品の質量若しくは体積」を加える。

第八十三條及び第八十四條を削り、第八十五條を第八十三條とし、同条の次に次の二條を加える。

第八十四條及び第八十五條 削除

「第四章 検定、比較検査及び基準器検査」を「第四章 検定、型式の承認、比較検査及び基準器検査」に改める。

第八十六条中「計量器の」を削り、「又は都道府県知事が行う」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う」に改める。

第八十七条を削り、第八十八条中「又は都道府県」を、「都道府県又は日本電気計器検定所」に、但し、左の「を」を「ただし、次の」に改め、同条ただし書第一号中「災害」の下に「その他やむを得ない事由」を加え、同条第二号中「前条第一項但書第一号の」を削り、同条第三号中「第八十六条」を「前条」に、「計量器の区分に従い」を「区分に従い当該計量器の検定を行なう」に、「又は都道府県知事の許可」を「都道府県知事又は日本電気計器検定所の承認」に改め、同条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検定の合格条件等）

第八十八条 検定を行なつた計量器が第一号から第三号まで（変成器付電気計器にあつては、次の各号）に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）を有すること。

三 その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

四 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2 政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものは、その検定に際しては、前項第一号及び第二号の規定に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうか（前項に規定する場合にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するかどうか）は、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

4 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

5 第一項第四号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器であつて第八項の検査に合格したものの誤差に基づき、通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

6 第二項の政令で定める計量器について検定を受ける場合には、当該計量器に、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならぬ。ただし、当該計量器が第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものであるときは、この限りでない。

7 変成器付電気計器について検定を受ける場合には、当該電気計器に、これとともに使用しようとする変成器を添えなければならない。ただし、当該変成器に附されている第九十一条第四項の合番号に表示された日から起算して通商産業省令で定める期間を経過する日までに、当該変成器付電気計器について検定を受ける場合は、この限りでない。

8 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前項の変成器について検査を行ない、その構造及び誤差が通商産業省令で定める基準に適合するときは、合格とする。

9 前項に定めるもののほか、同項の検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

第八十九条から第九十条までを削り、第九十一条第一項中「計量器の区分を」を「区分」に、「行なう」を「行なう」に、「第八十九条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「原型が第八十九条第一項第三号の規定に適合する」を「原型の器差が政令で定める原型公差をこえない」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十二条中「ガソリン量器」の下に、「電気計器を加え、」その他の「を」その他に改め、同条を第九十条とする。

第九十三条第一項ただし書を削り、同条に次の

一項を加え、同条を第九十一条とする。

4 変成器付電気計器が検定に合格したときは、当該電気計器及びこれとともに使用される変成器であつて第八十八条第七項の規定により当該電気計器に添えられたものには、合番号を附する。この場合において、当該変成器に附すべき合番号には、その検定を行なつた日を表示しなければならない。

第九十四条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十五条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は日本電気計器検定所」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十六条第一項を次のように改め、同条を第九十四条とする。

検定に合格しなかつた計量器（変成器付電気計器が検定に合格しなかつた場合における第九十一条第四項に規定する変成器を含む。）に検定証印若しくは比較検査証印又は同項の合番号が附されているときは、その検定証印、比較検査証印又は合番号を除去し、又はこれに消印を附する。

第四章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 型式の承認

（製造事業者に係る計量器の型式の承認）

第九十五条 製造事業者は、当該登録に係る事業の区分に属する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるところに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

（承認の申請）

第九十六条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては

通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該計量器の製造をする工場又は事業場の名称及び所在地

四 登録の年月日及び登録番号

2 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及びその構造図その他の書類を添えなければならない。

（承認の基準）

第九十六条の二 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計量器が第八十八条第一項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で定める構造を有すると認めるときは、承認をしなければならない。

（輸入事業者に係る計量器の型式の承認等）

第九十六条の三 計量器の輸入の事業を行なう者（以下「輸入事業者」という。）は、輸入する計量器が第八十八条第二項の政令で定めるところに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第九十六条（同条第一項第二号及び第四号を除く。）及び前条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第九十六条第一項第三号中「製造をする工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造をする者の氏名又は名称及び住所」と読み替へるものとする。

（承認又は不承認の処分をすべき期限）

第九十六条の四 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は前条第一項の承認の申請があつたときは、申請の受理の日から三月（政令で定める場合は、政令で定める期間）以内、その申請に係る型式について、承認又は不承認を

承認の処分をしなければならない。

(不承認の理由の通知)

第九十六條の五 通商産業大臣又は日本電気計器  
検定所は、第九十五條又は第九十六條の三第一  
項の承認の申請があつた場合において、その申  
請に係る型式について不承認の処分をしたとき  
は、その申請をした者に対し、不承認の理由を  
通知しなければならない。

(型式承認番号の表示)

第九十六條の六 第九十五條の承認を受けた製造  
事業者又は第九十六條の三第一項の承認を受け  
た輸入事業者は、当該承認に係る型式に属する  
計量器に、通商産業省令で定める方式による型  
式承認番号を附することができ、

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計  
量器に同項の型式承認番号又はこれとまじらわ  
しい表示を附してはならない。

(型式承認番号のまつ消)

第九十六條の七 型式承認番号が附されている計  
量器について、改造(第十三條の通商産業省令  
で定める範囲内の改造を除く)若しくは修理を  
した製造事業者、修理をした修理事業者、第五  
十條第一項若しくは第七十條第一項第一号に規  
定する修理をした第五十條第一項に規定する販  
売事業者又は第七十條第一項第二号に規定する  
修理をした第七十三條の指定を受けた者は、  
通商産業省令で定めるところにより、その型式  
承認番号を除去し、又はこれに消印を附さなけ  
ればならない。ただし、その修理をした計量器  
がその修理前に属していた型式と同一の型式に  
属するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第九十六條の八 第九十五條の承認を受けた製造  
事業者又は第九十六條の三第一項の承認を受け  
た輸入事業者は、第九十六條第一項第一号、第  
三十三號若しくは第四十號又は第九十六條の三第二項  
において準用する第九十六條第一項第一号若し  
くは第三十三號に掲げる事項に変更があつたとき  
は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本

電気計器検定所に届け出なければならない。

(公示)

第九十六條の九 通商産業大臣又は日本電気計器  
検定所は、第九十五條又は第九十六條の三第一  
項の承認をしたときは、その旨を公示しなけれ  
ばならない。

(準用規定)

第九十六條の十 第二十二條本文及び第二十三條  
第二項の規定は、第九十六條の三第一項の承認  
を受けた輸入事業者に準用する。

第九十八條を削り、第九十七條の二中「政令で  
定める計量器」を「電気計器以外の計量器であつて  
政令で定めるもの」に改め、同条を第九十八條と  
する。

第九十九條第一項第一号中「第八十九條第一項  
第一号」を「第八十八條第一項第一号」に改める。  
第一百一条ただし書を削り、同条に次の一項を加  
える。

2 比較検査証印には、前条の有効期間の満了の  
日を表示しなければならない。

第一百二條第二項を消す。

第一百三條中「第八十九條第一項各号」を「第八十  
八條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第一百四條第一項中「但し」を「ただし」に、「第八  
十九條第一項各号」を「第八十八條第一項第一号か  
ら第三号まで」に改める。

第一百五條中「第九十四條及び第九十五條」を「第  
八十七條、第九十二條及び第九十三條」に改める。  
第一百六條を次のように改める。

(基準器検査の主体)

第一百六條 基準器検査は、政令で定める区分に従  
い、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気  
計器検定所が行なう。

第一百六條の二を削る。

第一百七條第三項中「行」を「行なり」に改め、「都  
道府県知事」の下に「又は日本電気計器検定所」を  
加える。

第九十九條ただし書を削る。

第一百十四條中「第八十八條、第九十四條及び第  
九十五條」を「第八十七條、第九十二條及び第九十  
三條」に改める。

第一百二十三條の見出し中「設備」を削り、同条  
中「積卸しを積卸し」に、「行」を「行なり」に「以  
下」を「船積貨物の積み込み又は陸揚げを行なうに際  
してその貨物の質量又は体積の証明を除く。  
以下に、「行お」を行なうに、「計量証明に  
使用する計量器につき、その事業所の」を「通商産  
業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ご  
とに、その」に改める。

第一百二十四條の見出しを「登録の申請」に改  
め、同条中「左の事項を記載した申請書に、法人  
にあつては定款又は寄附行為を添附し、」を「次の  
事項を記載した申請書に」に改め、同条第一号中  
「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の  
氏名に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」  
に改め、同条第四号とし、同条第二号を同  
条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え  
る。

二 事業の区分

第一百二十五條を次のように改める。

(登録の資格事項)

第一百二十五條 次の各号の一に該当する者は、第  
百二十三條の登録を受けることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定  
に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執  
行を終り、又は執行を受けることがなくな  
つた日から一年を経過しない者

二 第一百三十條の規定により登録を取り消さ  
れ、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員の一  
ちに前二号の一に該当する者があるもの

を削り、第二号及び第三号を次のように改め、同  
条を第二百二十七條とする。

二 第二百二十四條第一号から第三号までに掲げ  
る事項

三 第二百三十條の規定により事業の停止を命じ  
たときは、その理由及び期間  
第二百二十五條の次に次の一条を加える。

(登録の基準)

第二百二十六條 都道府県知事は、第二百二十三條の  
登録の申請が次の各号に適合すると認めるとき  
は、登録をしなければならない。

一 計量証明に使用する計量器が通商産業省令  
で定める基準に適合するものであること。  
二 計量証明の事業を行なうのに必要な事業所  
を有すること。

三 計量士又は第一号の計量器の構造及び公差  
について使用上必要な知識を有する者が置か  
れていること。

第二百二十九條中「受けた者」の下に「以下「計量  
証明事業者」という。」を加え、「その計量証明の」  
を「当該登録に係る」に、「その登録」を「当該登録」  
に、「登録は」を「当該登録は」に改める。

第二百三十條を次のように改める。

(登録の取消し等)

第二百三十條 都道府県知事は、計量証明事業者が  
次の各号の一に該当するときは、その登録を取  
り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事  
業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定  
に違反したとき。

二 第二百二十五條第一号又は第三号に該当する  
に至つたとき。

三 不正な手段により第二百二十三條の登録を受  
けたとき。

四 第二百二十六條第一号の計量器であつて同号  
の通商産業省令で定める基準に適合するもの  
又は同条第二号に規定する事業所を欠くに至  
つたとき。

第二百三十一條を次のように改める。

三 事業の区分

第二百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

第九十九條ただし書を削る。

第一百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

第九十九條ただし書を削る。

第一百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

第九十九條ただし書を削る。

第一百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

第九十九條ただし書を削る。

第一百二十六條中「左の」を「次の」に改め、第四号

第九十九條ただし書を削る。

(準用規定)

第三百三十一條 第十九條、第二十二條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定は、第二百二十三條の登録及び計量証明事業者に準用する。この場合において、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第二十九條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三百三十二條 第一項中「計量証明の事業を行う者」を「計量証明事業者」に、「受けたときは、一箇月以内に、登録を受けた計量器」を「受けた日から一年ごとに、計量証明に使用する計量器（第六十八條第二号の政令で定めるものを除く）」に改め、後段を削り、同条第二項中「第二百二十三條の登録を受けた者」を「計量証明事業者」に、「受けた者が」を「受けたものが」、「に」、「使用する計量器については」を「計量証明に使用する計量器について、毎年一回、第七十七條第一号に規定する計量士に、当該計量器が第七十五條第一項各号に適合するかどうかを検査させた場合には」に改め、同条第三項を削る。

第三百三十四條 中「但し、計量証明の事業を行う者」を「ただし、計量証明事業者」に改める。

第三百三十五條 第一項中「左の」を次の「に」改め、同項第一号中「その計量器が第九十三條第一項但書又は第九十一條但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。」を削り、同項第四号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に、「第七十五條第二項」を「第七十四條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に適合するかどうかは、第七十四條第五項第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第三百三十六條 中「同条」を「同項」に、「行つた」を「行なつた」に改める。

第三百三十八條 中「第九十五條」を「第九十三條」に

改める。

第三百三十九條 第一項中「行なう」を「行なり」に、「但し、左の」を「ただし、次に」に改め、第一号を削り、同項第二号中「第六十四條第一項第八号」を「第六十八條第二号」に改め、同項を同項第一号とし、同項第三号中「第九十二條」を「第九十條」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「第二百二十三條の登録を受けた」を「計量証明事業者が計量証明に使用する」に改め、同項を同項第三号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項但書第七号に規定する計量器」を「前項ただし書第五号に規定する計量器（第六十八條第二号の政令で定めるものを除く）」に、「但し、第七十三條第三項の規定による検査をした」を「ただし、第七十三條第二項に規定する」に改める。

第四百四十二條 中「都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所を」を「計量器の所在の場所（都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定したときは、その指定した場所）」に、「但し、左の」を「ただし、都道府県知事又は特定市町村の長がその実施の場所を指定した場合において、次の」に改め、同条第一号中「第八十七條第一項但書第一号」を「第八十七條ただし書第二号」に改め、同条第二号中「許可」を「承認」に改める。

第四百四十三條 第二項を削る。

第四百四十四條 中「行なう」を「行なり」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第四百四十五條 第二項中「前項第二号及び第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第四百四十八條 中「第九十五條」を「第九十三條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替へるものとする。

第五百五十一條 第二項中「第四百四十五條第二項」の下に「又は第三項を加え、方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて検査を行い」を「方法による検査を行ない」、「もの」を「者」に、「但し」を「ただし」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二項中「添付して、第四百四十三條第一項の規定による公示のあつた日から二十日以内を」添えて、定期検査の実施の期日の「一〇日前まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の検査を行なおうとする計量士は、その検査に用いる基準器について、検査の場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長の登録を受けなければならない。

第五百五十一條 第二項を削り、同条第六項中「前二項に定めるものの外、第四項」を「前項に定めるもののほか、同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五百五十二條 中「第九十五條」を「第九十三條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十三條中「通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所」とあるのは、「都道府県知事又は特定市町村の長」と読み替へるものとする。

第五百五十四條 第一項中「製造若しくは修理」を「検査」に改める。

第五百五十五條 第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を「国又は都道府県若しくは」に改める。

第五百五十六條 第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「第七十條各号に掲げる」を「第六十八條第二号の政令で定める」に、「左の各号の」を「第一号、第二号、第四号又は第五号（変成器付電気計器にあつては、第一号、第三号又は第四号）」に、「その計量器の」を「その計量器に附されている」に、「又は比較検査証印」を「若しくは比較検査証印又は第九十一條第四項の台番号」に改め、第四号を第五号とし、同項第三号中「第九十二條」を「第九十條」に

改め、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一項を加える。

三 電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が政令で定める使用公差をこえること。

第五百五十六條 第三項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項第三号に規定する誤差は、当該電気計器の器差及びこれとともに使用される変成器の誤差に基づき、第八十八條第五項の通商産業省令で定める算出方法により定めるものとする。

第五百五十六條 第二項中「前項第一号又は第二号」を「第一項第二号」に、「第四百四十五條第二項」を「第四百四十五條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当するかどうかは、第七十四條第五項第二項の通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

第五百五十六條 第二項に規定する場合は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替へるものとする。

第五百五十七條 の見出し中「まづ、消」を「まづ消」に改め、同条第一項中「正味量表記商品」の下に「であつて第七十五條第二項の政令で定めるもの」を、

「品質表記商品の下に」であつて第七十六条第一項の政令で定めるものを加え、「まつ消」を「まつ消」に改め、同条第二項中「前項を」前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、第五百四十四条第一項の規定により、その職員に、通商産業省令で定める抽出の方法により、前項に規定する正味量表記商品であつて通商産業省令で定めるものを検査させた場合において、抽出した商品がその正味量について通商産業省令で定める基準に適合しないときは、抽出に係る商品の表記をまつ消することができ、

第五百五十七條の次に次の一條を加える。

(勸告等)  
第五百五十七條の二 都道府県知事又は特定市町村の長は、物象の状態の量について法定計量單位により取引若しくは証明をする者が第七十一条、第七十二条第二項、第七十五条第一項若しくは第三項若しくは第七十六条第二項の規定を遵守せず、又は第七十五条第二項において準用する者が同項若しくは同条第二項において準用する第七十五条第三項の規定を遵守していないため、計量の適正な実施の確保に支障を生じていると認めるときは、これらの者に対し、計量の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五百五十八條中「第七十二条」を「第七十一条」に、「又は前条を」を「第五百五十七條又は前条」に、「行なはるる」を「行なはれる」に改める。

第五百五十八條の二第二項中「第五百五十七條」を「第五百五十七條の二」に、「取締」を「取締り」に、「行なはるる」に改める。

第六百六十一条の見出しを「登録の欠格事項」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号

中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「この法律」を「第六百六十六条」に、「取消」を「その取消し」に、「二年」を「一年」に改め、同条を同条第二号とする。

第六百六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二号中「終了し、且つ」を「終了し、かつ」に、「七年」を「五年」に改める。

第六百六十三条中「通商産業省に」を「通商産業大臣は、」に、「左の」を「次の」に改める。

第六百六十五条を次のように改める。

(変更の届出等)  
第六百六十五条 計量士は、前条第二項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、当該届出にその計量士登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

第六百六十六条の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「二年」を「一年」に、「定めて」を「定めて、」に、「を停止する」を「の停止を命ずる」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第六百六十一条各号の」を「第六百六十一条第一号」に改め、同条第三号中「手段により」の下に「計量士の」を加える。

第六百六十七条の見出し中「まつ消」を「消除」に改め、同条中「第六百六十三条の規定による登録をまつ消」を「その登録を消除」に改める。

第六百七十四条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「種類」を「名称、性能」に改め、同条第四号中「基準器の種類」を「計量器の検査のための設備の名称、性能」に改める。

第六百七十六条の見出し中「欠格事由」を「欠格事項」に改め、同条中「第八十一条」を「第八十条」に、「取消」を「その取消し」に改める。

第六百七十七條中「左の」を「次の」に改め、第二号

を次のように改め、第三号を削る。

二 使用する計量器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものを備へること。

第六百七十八條を削り、第六百七十九條の見出しを「計量管理規程等」に改め、同条第一項中「作成」の下に「指定を受けた後、遅滞なく」を加え、同条を第六百七十八條とする。

第六百八十条を第六百七十九條とし、第六百八十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第六百七十九條第一項」を「第六百七十八條第一項」に、「第七十三條の」を「その」に改め、同条を第六百八十条とし、同条の次に次の一條を加える。

第六百八十一条 削除  
第六百八十一条の三の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第三号中「製造」の下に「及び検査を加え、」であつて、」を「あつて」に改め、「名称」の下に「性能」を加える。

第六百八十一条の四中「前条」を「第六百八十一条の二」に、「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三号中「であつて、」を「であつて」に改め、「技術上の」を削り、同条を同条第一号とし、同条の次に次の一號を加える。

二 特殊容器の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるものを備へること。  
第六百八十一条の五の見出しを「(製造管理規程)」に改め、同条中「作成」の下に「指定を受けた後、遅滞なく」を加える。

第六百八十一条の六第一項中「左の」を「次の」に、「方法」を「方式」に改める。

第六百八十一条の七第二項中「基準器検査に合格した基準器を用いて」を削る。

第六百八十一条の九の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「第六百八十一条の二」を「その」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「手段により」の下に「第六百八十一条の二」を加える。

第六百八十一条の十第一項中「第六百七十六條及び第六百七十八條」を「第九十六條の九及び第七十六條」に改め、同条第二項中「第六百八十条」を「第七十九條」に改める。

第六百八十二条第一項中「検定」の下に「第八十八條第八項の検査、」を加え、同条第二項中「計量器又は」を「計量器(変成器付電氣計器にあつては、当該電氣計器とともに使用される変成器を含む。）」又は「に、」を「貸渡又は引渡を」(貸渡し又は引渡し)に改める。

第六百八十三条第一項中「原処分をした行政機関」の下に「又は日本電氣計器検定所(以下「行政機関等」という。))を加え、」を「立会」に、「その行政機関」を「その行政機関等」に改め、同条第二項中「第八十八條但書、第九十八條但書」を「第八十七條ただし書」に、「第六百八十四条」を「第六百五十五條又は第六百八十四条」に、「第六百四十二条但書」を「第六百四十二条ただし書」に、「行政機関」を「行政機関等」に、「検査を受けた計量器等」を「検査を受け、若しくは第六百四十二条本文の規定によりその所在の場所において定期検査を受けた計量器」に、「許可」を「承認」に改める。

第六百八十四条中「一個月」を「一月」に、「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第六百八十五条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。  
第六百八十六条第一項中「行政機関」を「行政機関等」に、「立会」を「立会い」に改める。

第六百八十七条、第六百八十八条(見出しを含む。及び第六百九十一条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第六百九十二条の見出しを「(立会い)」に改め、同条中「行政機関」を「行政機関等」に改める。

第六百九十三条中「第八十九條」を「第八十八條」に改める。

第六百九十四条第三項中「行つた行政機関」を「行なつた行政機関等」に改める。  
第六百九十七條に次の一項を加える。  
2 この法律の規定による日本電氣計器検定所の

処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

第百九十八条ただし書中「第百五十六條第一項」の下に「又は第百五十六條の二第一項」を、「ついで」の下に「異議申立て又は」を加える。

第百九十九條第一項中「行つた行政機関」を「行なつた行政機関等」に改める。

第二百二條の見出し中「審査請求」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条第一項中「第百五十六條第一項第一号又は第二号」を「第百五十六條第一項第一号、第二号又は第三号」に改め、「同項」の下に「又は第百五十六條の二第一項」を、「ついで」の下に「異議申立て又は」を加え、同条第二項中「ついで」の下に「異議申立て又は」を加える。

第二百七條の見出し中「審査請求」を「異議申立て又は審査請求」に改め、同条中「第百五十六條第一項第一号又は第二号」を「第百五十六條第一項第一号、第二号又は第三号」に改め、「同項」の下に「又は第百五十六條の二第一項」を、「ついで」の下に「異議申立て又は」を加え、「決定又は」を加える。

第二百十六條を次のように改める。

(計量行政審議会への諮問)  
第二百十六條 通商産業大臣は、第六條第二項、第七條、第四十七條第一項、第六十三條、第七十二條第一項、第七十五條第一項及び第二項(第七十五條の二第二項において準用する場合を含む)、第七十五條の二第二項、第七十六條第一項、第七十八條、第八十一條、第八十二條、第八十八條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項、第九十九條第一項第三号、第百七條第一項第一号及び第三号並びに第百四十五條第一項第三号(第百五十二條において準用する場合を含む)の政令の制定若しくは改廃の立案をしうとするとき、又は第九條、第十三條、第十六條、第二十條第一項(第三十六條において準用する場合を含む)、第三十一條、第三十三條、第四十七條第一項、第八十八條第一項第二

号、第三項から第五項まで及び第八項、第九十九條第一項第二号、第二項及び第三項、第百七條第一項第二号、第二項及び第三項、第百二十三条、第百二十六條第一号、第百四十五條第一項第二号、第二項及び第三項(第百五十二條において準用する場合を含む)、第百五十七條第二項、第百七十七條第二号、第百八十一條の二、第百八十一條の四、第百八十一條の六第一項第二号並びに第百八十一條の七第二項の通商産業省令の制定若しくは改廃を行なうとするときは、計量行政審議会に諮問しなければならぬ。

第二百十七條第一項中「左に掲げる」を「第二十七條、第三十五條、第五十一條、第百三十條、第百六十六條、第百八十八條又は第百八十一條の九の規定による」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、各号を削る。

第二百十八條中「第十三條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十六條、第二十八條から第三十條まで、第三十二條から第三十四條まで」を「第九十五條から第九十六條の五まで、第九十六條の八、第九十六條の九に」、「第百八十一條」を「第百八十八條に」、「行ふ」を「行なう」に改める。

第二百十九條中「都道府県知事の下に」若しくは日本電気計器検定所」を加える。

第二百二十條中「若しくは都道府県」を「都道府県若しくは日本電気計器検定所」に改める。

第二百二十一條の見出しを「検定用具等の貸付け」に改め、同条中「基準器その他の」を削る。

第二百二十二條第一項中「(通商産業大臣を除く)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、検定等を行なう行政機関等がその検定等に用いる基準器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

第二百二十二條第二項中「行つた製造の事業の許可若しくは再許可、製造の事業の許可証を」行なう修理の事業の登録若しくは再登録、修理の事業の登録証に、「検定」を「第九十五條若しくは第九十九

六條の三第一項の承認、検定、第八十八條第八項の検査」に改め、「及び」の下に「製造の事業の登録若しくは再登録、製造の事業の登録証の訂正若しくは再交付」を加え、「第百八十一條の八但書」を「第百八十一條の八ただし書」に改め、「構造検査、部品検査を削り、「行つた製造の事業」の検査又は第百五十一條の二第四項の登録を行なう第百五十一條の二第四項の登録、定期検査又は第百五十一條の二第四項の検査」に改め、「当該特定市町村」の下に「日本電気計器検定所」の行なう第九十五條若しくは第九十六條の三第一項の承認、検定、第八十八條第八項の検査又は基準器検査を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の」を加える。

第二百二十三條第二項中「異議の申立て」を「不服申立て」に改める。

第二百二十五條中「及び第百五十四條第一項の職員」を削る。

第二百二十六條中「六箇月とする」を「通商産業省令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の通商産業省令で定める期間は、四月を下つてはならない。

第二百二十七條第二項中「五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

第二百二十九條の次に次の一條を加える。

(経過措置)  
第二百二十九條の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百三十一條中「第十三條第一項、第三十五條第一項、第六十三條、第六十六條第一項、第六十八條」を「第六十七條第一項若しくは第二項」に改める。

第二百三十三條から第二百三十五條までを次のように改める。

第二百三十三條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條、第三十一條、第四十七條第一項、第六十三條、第六十五條又は第百二十三條の規定に違反した者

二 第二十七條、第三十五條、第五十一條又は第百三十四條の規定による命令に違反した者

第二百三十四條 第六十九條第一項若しくは第二項、第七十四條、第九十六條の六第二項又は第百三十二條第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十五條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項若しくは第二項、第四十七條第一項、第五十條第二項、第七十條第二項若しくは第三項、第七十二條第一項、第七十五條第二項(第七十五條の二第二項において準用する場合を含む)、第七十六條第一項、第七十八條から第八十二條まで、第百三十九條第一項若しくは第二項、第百五十條第一項、第百六十八條又は第百八十一條の六第二項の規定に違反した者

二 第百六十六條の規定による命令に違反した者

第二百三十六條中「左の」を「次の」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十條第一項(第三十六條において準用する場合を含む)、第百七十八條第一項又は第百八十一條の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十三條又は第九十六條の七の規定に違反した者

第二百三十六條第三号中「規定に基づく政令の規定に違反して」を「規定による」に改め、同条第四号中「又は」の下に「同項の規定による」を加え、同条第五号中「第百五十七條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第六号とし、同条

第二百三十三條から第二百三十五條までを次のように改める。

第四号の次に次の一号を加える。  
五 第五百五十五条第一項の規定による命令に違反した者  
第二百三十七条及び第二百三十八条を削り、第二百三十九条を第二百三十七条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(過料)  
第二百三十八条 第二十三条第一項(第三十六条、第五十二条又は第三百三十一条において準用する場合を含む)、第九十六条の八、第六百六十五条又は第七百七十九条(第八十一条の十において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。  
第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。  
一 第二十四条(第三十六条、第五十二条又は第三百三十一条において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第二十九条(第三十六条、第五十二条又は第三百三十一条において準用する場合を含む)の規定に違反した者  
別表を次のように改める。

別表

| 納付しなげなければならない者                                   | 金額      |
|--------------------------------------------------|---------|
| 一 製造の事業の登録を受けようとする者                              | 一〇、〇〇〇円 |
| 二 製造の事業の再登録を受けようとする者                             | 五、〇〇〇   |
| 三 修理の事業の登録を受けようとする者                              | 五、〇〇〇   |
| 四 修理の事業の再登録を受けようとする者                             | 二、五〇〇   |
| 五 販売等の事業の登録を受けようとする者                             | 二、〇〇〇   |
| 六 販売等の事業の再登録を受けようとする者                            | 一、〇〇〇   |
| 七 計量証明の事業の登録を受けようとする者                            | 五、〇〇〇   |
| 八 計量証明の事業の再登録を受けようとする者                           | 二、五〇〇   |
| 九 計量士の登録を受けようとする者                                | 五〇〇     |
| 十 計量士の登録を受けようとする者                                | 二、〇〇〇   |
| 十一 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者  | 四〇〇     |
| 十二 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者 | 四〇〇     |
| 十三 計量士国家試験を受けようとする者                              | 二、〇〇〇   |
| 十四 計量器使用事業場を指定を受けようとする者                          | 一、〇〇〇   |
| 十五 第八十一条の二の指定を受けようとする者                           | 四〇、〇〇〇  |
| 十六 第八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者                      | 二〇、〇〇〇  |
| 十七 第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けようとする者                 |         |
| (1) 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺又は回転尺                           | 一五、〇〇〇  |
| イ 金属製の直尺、巻尺、量尺又ははさみ尺                             | 二五、〇〇〇  |
| ロ その他の直尺、巻尺、量尺又ははさみ尺                             | 五〇、〇〇〇  |
| ハ 回転尺                                            |         |

|                                                                                             |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (2) 質量計                                                                                     | 八〇、〇〇〇  |
| イ 手動はかり                                                                                     | 八〇、〇〇〇  |
| ロ 指示はかり                                                                                     | 一〇、〇〇〇  |
| ハ 自動はかり                                                                                     | 一〇、〇〇〇  |
| ニ 分銅又はおもり                                                                                   | 三〇、〇〇〇  |
| (3) 温度計                                                                                     | 一五、〇〇〇  |
| (4) 皮革面積計                                                                                   | 五〇、〇〇〇  |
| (5) ます、化学用体積計、積算体積計又は目盛付タンク                                                                 | 二五、〇〇〇  |
| イ ます(ガソリン量器を除く)又は化学用体積計                                                                     | 一〇、〇〇〇  |
| ロ ます(ガソリン量器に限る)積算体積計又は目盛付タンク                                                                | 一〇、〇〇〇  |
| (6) 機械式回転型速さ計又は電気式回転型速さ計                                                                    | 一〇、〇〇〇  |
| (7) アネロイド型圧力計                                                                               | 五〇、〇〇〇  |
| (8) ボンベ型熱量計又は流水型熱量計                                                                         | 二〇、〇〇〇  |
| (9) 浮ひよう型密度計                                                                                | 二〇、〇〇〇  |
| (10) 浮ひよう型濃度計                                                                               | 二〇、〇〇〇  |
| (11) 電力計                                                                                    | 二五、〇〇〇  |
| イ 変成器とともに使用される電力計                                                                           | 二五、〇〇〇  |
| ロ その他の電力計                                                                                   | 二〇、〇〇〇  |
| (12) 最大需要電力計                                                                                | 二五、〇〇〇  |
| (13) 無効電力計                                                                                  | 二五、〇〇〇  |
| (14) 照度計                                                                                    | 一〇、〇〇〇  |
| (15) 照射線量計                                                                                  | 三〇、〇〇〇  |
| (16) 騒音計                                                                                    | 三〇、〇〇〇  |
| (17) 線度計                                                                                    | 五〇、〇〇〇  |
| (18) 浮ひよう型比重計                                                                               | 二〇、〇〇〇  |
| 十八 検定を受けようとする者(第八十八条第二項の政令で定める計量器にあつては、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属するものについて検定を受けようとする者に限る。) | 一個につき 円 |
| (1) 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺及び回転尺                                                                      | 一〇〇     |
| イ 直尺、巻尺、量尺及びはさみ尺                                                                            | 五〇〇     |
| ロ 回転尺                                                                                       |         |
| (2) 質量計                                                                                     |         |
| イ 手動はかり                                                                                     | 一、〇〇〇   |
| (イ) 天びん                                                                                     | 一〇〇     |
| (ロ) 棒はかり                                                                                    | 一〇〇     |
| ハ その他の手動はかり                                                                                 | 五、〇〇〇   |
| ひよう量が二トン未満のもの                                                                               | 三〇、〇〇〇  |
| ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの                                                                         |         |

|                                |                         |         |
|--------------------------------|-------------------------|---------|
| ロ 指示はかり                        | ひよう量が二〇トン以上のもの          | 二〇〇、〇〇〇 |
| ハ 自動はかり                        | ひよう量が二〇キログラム未満のもの       | 二、〇〇〇   |
| ニ 分銅及びおもり                      | ひよう量が二〇キログラム以上二一トン未満のもの | 五、〇〇〇   |
| ハ 自動はかり                        | ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの     | 三〇、〇〇〇  |
| ニ 分銅及びおもり                      | ひよう量が二〇トン以上のもの          | 二〇〇、〇〇〇 |
| (3) 温度計                        |                         | 五、〇〇〇   |
| イ ガラス製温度計                      |                         | 二、〇〇〇   |
| ロ その他の温度計                      |                         | 三〇〇     |
| (4) 皮革面積計                      |                         | 一、〇〇〇   |
| (5) ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク    |                         | 一、〇〇〇   |
| イ ます(ガソリン量器を除く。及び化学用体積計        |                         | 三〇〇     |
| ロ ます(ガソリン量器に限る。)、積算体積計及び目盛付タンク |                         | 五〇、〇〇〇  |
| (6) 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計       |                         | 五〇、〇〇〇  |
| (7) アネロイド型圧力計                  |                         | 五〇〇     |
| (8) ポンベ型熱量計及び流水型熱量計            |                         | 五、〇〇〇   |
| (9) 浮ひよう型密度計                   |                         | 二五〇     |
| (10) 浮ひよう型濃度計                  |                         | 二五〇     |
| (11) 電力計                       |                         | 四〇、〇〇〇  |
| イ 変成器とともに使用される電力計              |                         | 一、〇〇〇   |
| ロ その他の電力計                      |                         | 一五、〇〇〇  |
| (12) 最大需要電力計                   |                         | 一〇、〇〇〇  |
| (13) 無効電力計                     |                         | 一〇、〇〇〇  |
| (14) 照度計                       |                         | 一〇、〇〇〇  |
| (15) 照射線量計                     |                         | 一〇〇、〇〇〇 |
| (16) 騒音計                       |                         | 三〇、〇〇〇  |
| (17) 緯度計                       |                         | 三〇〇     |
| (18) 浮ひよう型比重計                  |                         | 二五〇     |

十九 第八十八条第二項の政令で定める計量器であつて、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認を受けた型式に属さないものについて検定を受けようとする者

|                                                          |  |  |
|----------------------------------------------------------|--|--|
| 同一の構造を有する計量器ごとに、第十七号の下欄に掲げる金額と、前号の下欄に掲げる金額に一回に検定を受ける計量器の |  |  |
|----------------------------------------------------------|--|--|

|                                |  |                      |
|--------------------------------|--|----------------------|
| 二十 第八十八条第八項の検査を受けようとする者        |  | 数を乗じて得た金額との合算額一個につき円 |
| 二十一 原型検査を受けようとする者              |  | 一五〇、〇〇〇              |
| (1) 直尺又は巻尺の原型                  |  | 五、〇〇〇                |
| (2) ますの原型                      |  | 五〇〇                  |
| (3) その他の計量器の原型                 |  | 一〇、〇〇〇               |
| 二十二 比較検査を受けようとする者              |  |                      |
| (1) 直尺、巻尺、量尺、はさみ尺及び回転尺         |  | 一五、〇〇〇               |
| (2) 質量計                        |  |                      |
| イ 手動はかり                        |  | 一、五〇〇                |
| (イ) 天びん                        |  | 三〇〇                  |
| (ロ) 棒はかり                       |  |                      |
| (イ) その他の手動はかり                  |  | 七、五〇〇                |
| ロ 指示はかり                        |  | 四五、〇〇〇               |
| ひよう量が二〇キログラム未満のもの              |  | 三〇〇、〇〇〇              |
| ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの            |  | 七、五〇〇                |
| ひよう量が二〇キログラム以上二一トン未満のもの        |  | 四五、〇〇〇               |
| ひよう量が二トン以上一〇トン未満のもの            |  | 二五〇、〇〇〇              |
| ひよう量が二〇トン以上のもの                 |  | 二五〇、〇〇〇              |
| ハ 自動はかり                        |  | 二、〇〇〇                |
| ニ 分銅及びおもり                      |  | 三、〇〇〇                |
| (3) 温度計                        |  | 五、〇〇〇                |
| イ ガラス製温度計                      |  | 一、五〇〇                |
| ロ その他の温度計                      |  |                      |
| (4) 皮革面積計                      |  |                      |
| ます、化学用体積計、積算体積計及び目盛付タンク        |  | 一、五〇〇                |
| イ ます(ガソリン量器を除く。及び化学用体積計        |  | 六〇、〇〇〇               |
| ロ ます(ガソリン量器に限る。)、積算体積計及び目盛付タンク |  | 六〇〇                  |
| (6) 機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計       |  | 一、〇〇〇                |
| (7) アネロイド型圧力計                  |  | 一五、〇〇〇               |
| (8) ポンベ型熱量計及び流水型熱量計            |  | 二、五〇〇                |
| (9) 浮ひよう型密度計                   |  | 二、五〇〇                |
| (10) 浮ひよう型濃度計                  |  | 一五、〇〇〇               |
| (11) 照度計                       |  |                      |

|      |                                          |                                   |
|------|------------------------------------------|-----------------------------------|
| 02   | 照射線量計                                    | 一五〇、〇〇〇                           |
| 03   | 騒音計                                      | 四五、〇〇〇                            |
| 04   | 織度計                                      | 五〇〇                               |
| 05   | 浮ひより型比重計                                 | 二、五〇〇                             |
| 二十三  | 基準器検査を受けようとする者                           |                                   |
| (1)  | 長さ基準器                                    | 一五、〇〇〇                            |
| (2)  | 質量基準器                                    | 三〇〇、〇〇〇                           |
| (3)  | 温度基準器                                    | 六、〇〇〇                             |
| (4)  | 面積基準器                                    | 三、〇〇〇                             |
| (5)  | 体積基準器                                    | 六〇、〇〇〇                            |
| (6)  | 速度基準器                                    | 三〇、〇〇〇                            |
| (7)  | 圧力基準器                                    | 一〇、〇〇〇                            |
| (8)  | 熱量基準器                                    | 一五、〇〇〇                            |
| (9)  | 密度基準器                                    | 二、五〇〇                             |
| (10) | 濃度基準器                                    | 二、五〇〇                             |
| (11) | 電力量基準器                                   | 三五〇、〇〇〇                           |
| (12) | 電力基準器                                    | 三五〇、〇〇〇                           |
| (13) | 無効電力量基準器                                 | 三五〇、〇〇〇                           |
| (14) | 照度基準器                                    | 一〇、〇〇〇                            |
| (15) | 照射線量基準器                                  | 一五〇、〇〇〇                           |
| (16) | 騒音基準器                                    | 五〇、〇〇〇                            |
| (17) | 織度基準器                                    | 一、〇〇〇                             |
| (18) | 比重基準器                                    | 二、五〇〇                             |
| 二十四  | 第二百三十二条第一項の検査、定期検査又は第五百十條第一項の検査を受けようとする者 |                                   |
|      |                                          | 第十八号の上欄に掲げる計量器一個につき同号の下欄に掲げる金額の半額 |

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(電気測定法の廃止)

第二条 電気測定法(明治四十三年法律第二十六号。以下「旧測定法」といふ。)は、廃止する。

(製造の事業)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の第十三

条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の同条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第十三条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧製造事業者」といふ。)は、この法律の施行の日から六月

以内に、通商産業大臣に登録証の交付の申請をしなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の申請があつたときは、改正後の第十八条第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第十三条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第二十七条の規定により改正前の第二十二條第一項に規定する製造事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前の第二十八條第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧製造事業者が第三項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の第十三条第二項の規定による届出をしている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分のあるまでの間も、同様とする。

第五条 この法律の施行の際現に電気計器の製造の事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第十三条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2 前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に製造の事業を行なつてゐる電気計器の種類並びに改正後の第十四條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日、その届け出た電気計器が属する改正後の第十三条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、その届出をした者に改正後の第

十八條第一項の登録証を交付する。

4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手数を納めなければならない。

第六条 附則第三条第一項又は前条第二項の規定により改正後の第十三条の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第二十条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後(同法附則第五条第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後)」とする。

(修理の事業)

第七条 この法律の施行の際現に改正前の第三十条第一項の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の第三十条の通商産業省令で定める事業の区分について、その許可に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事がする同条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第三十一条の登録の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第三十一条の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧修理事業者」といふ。)は、この法律の施行の日から六月以内に、同項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第三十六条において準用する改正後の第十八條第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第三十一条の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第四十六条において準用する改正前の第二十七条の規定により改正前の第三十九条に規定する修理事業者の地位を承継し、この法律の施行の日までに改正前

の第四十六条において準用する改正前の第二十八條第一項の規定による許可証の訂正を受けなかつた旧修理事業者が第三項の申請をする場合は、その承認の事実を証する書面を提出しななければならない。

第八条 この法律の施行の際現に改正前の第三十五條第二項の規定による届出をしていない者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の同条の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第九条 この法律の施行の際現に電気計器の修理の事業を行なっている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第三十一條の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

2 前項に規定する者は、同項の期間内に、改正後の第三十一條の通商産業省令で定める事業の区分に従い、その現に修理の事業を行なっている電気計器の種類並びに改正後の第三十二條第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を通商産業大臣に届け出たときは、この法律の施行の日、その届け出た電気計器が属する改正後の第三十一條の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に改正後の第三十六條において準用する改正後の第十八條第一項の登録証を交付する。

4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、四〇〇円をこえない範囲内において政令で定める金額の手料を納めなければならない。

第十条 附則第七條第一項又は前条第二項の規定により改正後の第三十一條の登録を受けたものとみなされた者についての改正後の第三十六條において準用する改正後の第二十條第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始

した後」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後(同法附則第九條第一項に規定する者にあつては、同条第二項の規定による届出をした後)」とする。

(販売等の事業)

第十一条 この法律の施行の際現に改正前の第四十七條第一項の登録を受けている者(その登録に係る事業が輸出のための計量器の販売又は販売の仲立ちのみである者を除く)は、その登録の区分に属する計量器が属する改正後の同項の通商産業省令で定める事業の区分について、その登録に係る店舗の所在地を管轄する都道府県知事がする同項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により受けたものとみなされる改正後の第四十七條第一項の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日までとする。

3 第一項の規定により改正後の第四十七條第一項の登録を受けたものとみなされた者(以下「旧販売事業者」という)は、この法律の施行の日から六月以内に、第一項の都道府県知事に登録証の交付の申請をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、改正後の第五十二條において準用する改正後の第十八條第一項の登録証に、第一項の規定により受けたものとみなされた改正後の第四十七條第一項の登録の有効期間を記載して、これをその申請をした者に交付しなければならない。

5 この法律の施行前に改正前の第六十二條において準用する改正前の第二十七條の規定により改正前の第五十五條第一項に規定する販売事業者の地位を承認し、この法律の施行の日までに改正前の第五十七條第一項の規定による登録証の訂正を受けなかつた旧販売事業者が第三項の申請をする場合は、その承認の事実を証する書面を提出しなければならない。

(水道メーター等の修理)

第十二條 この法律の施行の際現に改正前の第六十四條第一項第五号の許可を受けている水道事業者又はガス事業者であつて、改正前の第三十

五條第二項の規定による届出をしているものが、附則第八條の規定によりその事業を継続することが出来る期間内に、水道メーター又はガスメーターについて、同号の通商産業省令で定める範囲内の修理をし、改正前の第六十四條第四項の規定による検査をした場合には、改正後の第六十九條第一項の規定は、適用しない。

(構造、型式等)

第十三條 この法律の施行前に改正前の第八十九條の二第二項の政令で定める計量器について同項の構造検査に合格した構造は、この法律の施行の日、当該計量器について改正後の第九十五條又は第九十六條の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十四條 この法律の施行前に電気計器について旧電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件(明治四十四年勅令第百九十六号)第二條第一項第二号の規定による承認を受けた型式は、この法律の施行の日、当該電気計器について改正後の第九十五條又は第九十六條の三第一項の承認を受けた型式となつたものとみなす。

第十五條 この法律の施行前に、改正前の第八十九條の三の規定により構造検査に合格した計量器に表記された同条の通商産業省令で定める記号及び構造検査番号又は旧電気計器検定規則(昭和十二年通商省令第八十七号)第七條の規定により電気計器に表示された型式番号は、改正後の第九十六條の七の適用については、型式承認番号とみなす。

(現に使用している基準器)

第十六條 第七條第一項第一号の政令で定める種類に属する基準器であつて、この法律の施行の際現に日本電気計器検定所が旧測定法第七條第一項の検定又は日本電気計器検定所法(昭和三十一年法律第五十号)第二十三條第一項第三十九條法律第五十号)第二十三條第一項第二号の試験に使用しているものは、この法律の施行の日から六月間は、基準器検査に合格した

基準器とみなす。

(計量証明の事業)

第十七條 この法律の施行の際現に改正前の第二百三十三條の規定により計量証明に使用する計量器について同条の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第二百三十三條の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(処分等の効力)

第十八條 附則第三條、附則第七條、附則第十一條、附則第十三條及び附則第十五條に規定する場合のほか、改正前の計量法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

第十九條 附則第十四條及び附則第十五條に規定する場合のほか、旧測定法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の計量法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

(使用の制限等)

第二十條 通商産業省令で定める用途に供される電力量計については、この法律の施行の日から二年間は、改正後の第六十七條第一項及び第二百三十四條から第二百三十六條の二までの規定は、適用しない。

(罰則の適用)

第二十一條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條、附則第八條又は附則第十七條の規定により従前の例によることとされる事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(工業技術院設置法の一部改正)

第二十二條 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三号第三号中「カンデラの標準器」の下に「オームの標準器、變換毎秒の標準器、中性子毎秒の標準器、レントゲンの標準器及び」を加え、「照射線量の計量單位の標準器、粒子束の計量單位の標準器、放射性物質質量の計量單位の標準器及び電気の標準器」を削り、「行方」を「行なり」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十八号中「電気測定法(明治四十三年法律第二十六号)第七條第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法(昭和三十三年法律第五十号)第二十三條第一項第一号に規定する検定等」に改める。

第三百四十八條第二項第二十三号中「電気測定法第七條第一項に規定する検定」を「日本電気計器検定所法第二十三條第一項第一号に規定する検定等」に改める。

(計量法施行法の一部改正)

第二十四條 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第七條第九号中「〇・七〇三〇七重量キログラム毎平方センチメートル」を「七〇三・〇七重量キログラム毎平方メートル」に改め、同條第十号中「〇・一三八二五重量キログラムメートル」を「〇・一三八二五重量キログラムメートル」に改め、同條第十一号中「〇・二五二キロカロリー」を「二五二カロリー」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第二十五條 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九條中「第四章第二節」を「第四章第三節」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十六條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十三号中「製造の事業を許す

可」を「製造事業者等を登録」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律の一部改正)

第二十七條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「粒子束密度の時間積分量」を「粒子フルエンス」に改める。

(日本電気計器検定所法の一部改正)

第二十八條 日本電気計器検定所法の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第一号を次のように改める。

一 電気計器(これとともに使用される変成器を含む)について、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第八十六條の検定、同法第八十八條第八項の検査、同法第九十五條又は第九十六條の三第一項の承認及び同法第九十六條の基準器検査(以下「検定等」という。)を行なうこと。

第二十四條第三項中「検定」を「検定等」に改める。

第二十五條の見出し中「検定」を「検定等」に改め、同條第一項及び第二項中「検定」を「検定等」に改め、同條第三項中「検定」を「検定等」に改め、「電気測定法」を「計量法」に改める。

理由

計量に關する法制の一元化を図るため、電気測定法を廃止し、これを計量法に統合するとともに、計量法施行後の状況にかんがみ、計量器及びこれに係る事業に対する規制を緩和し、検定の方法の合理化を行ない、あわせて、消費者の保護に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三木國務大臣 日本万国博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に關する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

す。

御存じのとおり、日本万国博覽会は、昭和四十五年を期して大阪府下千里丘陵において開催されることとなっております。十九世紀半ば以降、世界においては二十數回にわたり大規模な万国博覽會が開催されてまいりましたが、その開催地はいずれもヨーロッパ・アメリカ大陸に限られていたものであります。このたび、日本万国博覽會が一八五一年の第一回ロンドン万国博覽會以来一世紀余の歳月を経て、初めてアジアの地において開催されることとなったのは、世界の文化、經濟の歴史の上で大きな意義を有するものと存する次第であります。

万国博覽會開催の目的は、一般に、世界各國の産業文化の成果を一並に展示することにより、諸國間の相互理解を深め、世界の平和と繁榮に寄与することにあるといわれております。このたび日本万国博覽會の開催により、わが國を広く世界に理解せしめ、日本の伝統ある文化と高度の産業技術水準を示し、諸外國との文化交流と輸出の飛躍的増大をはかり、さらにわが國の國際觀光に資するところが大きくあるものであります。また、この万国博覽會の開催を契機として、經濟開發、社會開發を促進し、國民の福祉向上に寄与するとともに、わが國が國際社會において確固たる地位と實力を築く絶好の機会であると存するのであります。

政府といたしましては、この國民的な世紀の大事業である日本万国博覽會の開催を四年後に控え、その開催準備体制を一段と強化することが必要であると考え、博覽會開催の直接の責任者である日本万国博覽會協會に対し、資金調達と人材確保との両面についてできる限りの協力と応援を行なうため、オリンピック東京大会の例にならう、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。第一は、國が、日本万国博覽會協會に対し、博覽會の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるとしたことであります。

第二は、日本万国博覽會協會の行なう資金調達事業に關し、國及び公社の援助に關する規定を設けたことであります。すなわち、その一つは、郵政省が、博覽會の準備及び運営のための資金に充てることを目的として、寄付金つき郵便切手を発行することができるとの特例を設けたことであります。その二は、日本専売公社が、博覽會準備運営資金に充てることを目的として行なわれる製造たばこの包装を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたことであります。

その三は、日本國有鉄道が、博覽會準備運営資金に充てることを目的として行なわれる國鉄施設を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたことであります。その四は、日本電信電話公社が、博覽會準備運営資金に充てることを目的として行なわれる電話番号簿を利用した広告事業に対し、便宜を供与することができるとしたことであります。

第三は、日本万国博覽會協會の業務の円滑な運営を期するため、國及び地方公共団体から適任者を採用する場合が予想されますが、こうした場合の人事交流の円滑化をはかるため、これらの者が日本万国博覽會協會の職員から再び國または地方公共団体の職員に復帰した場合には、公庫、公団等に出向した後復歸した場合と同様に、共済年金等に関し在職期間を通算する措置がとられることとしたことであります。また、日本万国博覽會協會の業務の厳正を期するため、同協會の役員及び職員は、刑法等の罰則の適用について、公務員とみなすこととしたことであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださるようお願い申し上げます。

次に計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の實

施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として昭和二十六年に制定されたものでありますが、同法につきましては、計量に関する法制の一元化のため電気測定法を計量法に取り入れることが懸案となっておりましては、近年、計量器産業の技術水準が高まったこと、一般消費者保護のため商品取引における計量の適正化をはかる必要性が強まっております等、幾つかの基本的な事情の変化が生じております。これらの点にかんがみ、政府といたしましては、昭和三十八年六月、計量行政審議会に対し、法改正に関する諮問を行ない、昨年五月その答申を得て以来、同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここにその成案を得て提案することとした次第であります。

本法案は、計量法を相当広範囲にわたって改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、計量関係法制の一元化のため、電気関係の計量に関する法律である電気測定法を廃止してこれを計量法に統合することとし、これに同じ電気関係の計量単位及び計量器についての規定を追加整備することとあります。

第二は、計量単位につきまして、最近の国際度量衡総会等の決定に基づき若干の単位を法規制の対象として加える等の変更を行なうこととあります。

第三は、近年の技術水準の向上にかんがみ、材料試験機等自由な取引にゆだねて差しつかえがなくなった若干の計量器を法の規制対象から除外することとあります。

第四は、計量器の製造の事業及び修理の事業について、現行法では許可制とし、幾つかのきびしい基準に適合することを要求しておりますが、これを検査設備に関する基準に適合していれば足りるとする登録制に改めるとともに、一定の品質を確保するための検査規程を届け出、順守させることとし、また、販売の事業につきましては、現行の全面的登録制を特に必要と限定された機種に

ついで登録制に改める等、計量器関係の事業に対する規制を緩和することとあります。

第五は、過剰な規制とこれに伴う手続の煩瑣を排除するため、計量器について検定受検前の譲渡を禁止する現行規定を一般的に廃止し、その計量器を取引または証明の用に供するときまでに検定を受けなければならないこととあります。

第六は、検定事務の合理化のため、型式の承認制を採用することとあります。これは、大量生産される計量器につきあらかじめ見本を提出させ、これについて耐久性等の検査を行ない、合格した場合、その後生産される同一構造のものについては、検定の段階で構造に関する検査方法を簡略化するものであります。

第七は、一般消費者の利益保護を強化するため、たとえば一定の生活必需品を容器に詰めて販売する者に対し、商品の量を正確に計量しその結果を容器に表記する義務を課すること、商品をはかり売りする者に対し、その商品の量を購入者に明示する義務を課すること等、幾つかの規定を整備することとあります。

第八は、計量証明の事業が近年重要性を高めていることにかんがみ、その公正を確保し、その事業の健全な発達をはかるため、現行の計量証明に用いる計量器の登録制を事業の登録制に改めることとあります。

以上が改正の主要な点であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○天野委員長 次に、内閣提出官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案、板川正吾君外十八名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案、麻生良方君外一名提出官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法

律案を議題として審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。板川正吾君。

○板川委員 官公需の中小企業者の受注に関する法案に關しまして、大臣並びに長官に質問をいたします。技術的な問題は長官の答弁でけっこうです。

第一の質問は、政府案と先に出されておりますわが日本社会党案との根本的な違いがあればどうか、こういう点です。長官から答弁してもらいたい。

○影山政府委員 お答え申し上げます。政府提出の官公需の法案と社会党並びに民社党の御提出になつておりますところの法案との間には、本質的な差異はございません。

○板川委員 本質的には差異がないという前提で、社会党案と政府案とを比較しつつ、順次質問したいと思つております。

政府案では、第一に「受注の機会を確保すること」という、いわば間接的な法案の表現になっております。ところが社会党案は、「発注を確保すること」といって、そのものずばりになっておりますね。

注する機会を確保することが、必ずしも発注の確保にはつながっていないのだ、間接的には機会を確保されるから、運がよければ発注が増加する可能性はありますけれども、受注の機会を確保するといふのはどうも弱いんじゃないか。やはり「発注を確保する」といふ、直接政府の責任を明らかにしたほうがこの法律の趣旨に合うのじゃないか、こう思うのですが、これはいかがでしょう。

○影山政府委員 政府案におきまして受注の機会の確保という表現を使ひまして、発注の確保という直接的な表現を使ひませんでした理由でございしますが、その第一は、基本法の第二十条におきまして「中小企業者の受注の機会の増大を図る等必要な施策を講ずる」というふうに規定をいたしてありますのに準拠したのが一つでございします。

それからまた、この基本法の第二十条あたりでもその「受注の機会の増大を図る」ということを規定いたしておりますところの趣旨でございしますけれども、やはり政府案といたしましては、受注の機会の確保をしてあげまして、それによりましてできるだけ中小企業者に官公需契約に参加の機会を与えるということが、一方では国の努力でございします。それから一方、中小企業者におきましては、できるだけ良質廉価なものを提供をするといふことの自主的な努力をする、その両者が相まちまして発注の確保なり、受注の確保といふことになるのだらうと思ひます。そういう趣旨におきまして、そういう表現をとつたわけでございします。最終的な趣旨におきましては、両者変わりがないわけにございします。

○板川委員 社会党案でも、発注を確保する前には、やはり受注の機会を拡大してそれから発注の確保といふことに手続的にはなるだらうと思ひます。そういう点では、政府は手続の前段を表現し、社会党は後段を表現してある、こういうことで問題はどの論議よりも、将来の、次の案件のほうに――自主的な法の目的を果たせるやいなやといふのは次の条項に私はあると思ひます。

それで次に入りますが、政府案で定義の欄で、政府案は「国等」という中で「国等」とは、国と公共企業体、政令で定められる公庫等をいう、こういう表現になっております。社会党の法案は、「国等」の中にさらに地方公共団体、これを入れて「国等」というふうに表現しておる。しかしこの問題は具体的には、政府は地方公共団体の自治権というのを尊重して、別個に置きかえたと思ひますが、内容においては大きな差がないものと理解してよろしいかどうか。

○影山政府委員 内容においては全く差異はございません。

○板川委員 次に、私はこれは大臣に伺いたいのですが、この法律案をつくつた目的は、「中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業者の発展に資す

ることを目的とする。中小企業の官公需の需要の増進をはかって中小企業の発展に資する、こういうのが目的で、その点については社会政策と大差がないのですが、問題はこの考え方にあり、その点です。なぜ中小企業者の需要の増進をはかり、なぜ中小企業者の発展に資することにしなければならぬのか、というところは、その理解です。これは社会政策的な見地からこういふ考え方を取り入れたのか、あるいは資本の合理性という考え方から取り入れたのか、いずれからこの法案を立案されたかというのを伺いたいです。

○三木国務大臣 これは実問題として国とか公社、公団などは、大企業から物を買うほうが便利で、大企業納める物も信用があるし、品物もやはり名前が通ってゐる。だから大過なくということならば、やはり大企業から買いたがるものです。しかし、そういうことでは中小企業というものを対しての需要を確保できないから、私はじつと置いておけば、あるいは独占禁止法があつたりいろいろしても、一つの経済というものがなるべく大企業、しかも大企業がもう非常な独占みたいなことが経済からいへば便利かもしれない。これに對してはやはり便利といふものでなくして、公正な経済運営のあり方として、中小企業などにも對してもできるだけ受注の機会をはかつて均衡のとれた経済発展をやらなければいかぬ、そういうことを絶えず頭の中に置いておくことが、結果において受注の確保になるということ、それは社会政策と言へるのかというところ、社会政策というよりかは、一國の経済の安定した姿、社会政策というより何か救済みたいな感じが、経済運営の公正な姿を求めてこゝろいうふうな立法といふものが必要になつてくるということ、これは板川さんもこゝろいう法律案をやるということを熱心に主張されてゐた、また自民党も熱心であつたし、これは非常に珍らしい。国会においては超党派的な要請にこたえて、政府のほうとしてもこれを提出することにしたわけだ。これはやつてみたいろいろな

不備な点もあると思いますが、将来において不備な点が出たら改正をすることはいい。しかしこれだけの法案を提出したという意義はかなり評価されてしかるべきだといふふうに考えています。

○板川委員 この法律を通過大臣が出された努力は私は多量にいたします。技術的な内容の比較においても、先に出された社会政策と大差のないものでほとんど一致するものだ、表現が若干違ふ、こゝろいう趣旨の答弁がありました。ただ問題は、同じような表現になつておりますが、これは今後の運用によつてこの法律の目的を積極的に果たせるのか、あるいは全く空文化して、形式的な法律であつたけれども内容的には実効はこゝろいう効果をあらわさないといふものなのか、これからの運用に大きなポイントがあつたかと思ひます。ただこれからの運用をどうするかという議論の中に、この法律の目的を、大臣は、いま言つたように公正な、それから民主的な経済の秩序なりを確保するためにこゝろいう法をつくられたと言われておりますが、私も、それは、そのほかに社会政策的な見地といふのを加味すべきではないか。社会政策の場合には、表現は同じでも、運用する場合に、やはり社会政策的な面でもこれを運用しなくてはならぬじゃないか。なぜならば、これはいま大臣も言われましたように、中小企業が大企業かといへば、大企業は信用があるでしよう、工事なら工事、修理なら修理そのものに対して、技術的な水準も高いだろう、したがつて大企業のほうが能率的で安いだろうといふと、これはどうしても大企業に流れがちになります。そうすると、これは中小企業が零細化し、不公正な経済秩序になるかもしれません。だから公正な経済秩序を維持するために、さらに社会政策的な面をもつけ加えた考慮がないと、これはどうしても大企業に流れてしまふのじゃないか。どうも公正な民主的な経済秩序の維持という観点から出されたといふだけでは、運用上私は若干弱いような気がするのですが、大臣その点でどうでしょう。

○三木国務大臣 やはりこゝろいう法律を国会に提案しまして、結局は中小企業が近代化されて、大企業に對して、品質の点においても、価格の点においても競争力を持つ、そういうことにこれは回り回つていかなければ、社会政策といふことになつてくると、何か値段が高くて、品質が悪くも、中小企業だから買わなければならぬ、私はこゝろいうふうには考えない。そういうことであつては、いつまでたつても中小企業の水準は高まらぬ、こゝろいふところから、できるだけこゝろいう法案といふものを一つの足場にして、中小企業といふものが大企業にも劣らないだけの、いま言つた価格、品質の点において競争力を持つようになつてもらいたいといふことで、それはやはり国の税金を使つて、品質も価格の点においても非常に劣つておるものを使うべきだといふ合理性はない。そういう考へならば、それはやはり問題がある。そういう意味で社会政策といふことを強調しますと、会計法上の原則を曲げるようなことになつても、法の乱用になつても、かえつて経済の秩序を害するのじゃないかといふ意味で、やはり公正な経済の運営の秩序といふものを守るためには、中小企業の需要を確保して、維持発展をはかるということが、国の経済のあり方として公正な姿であるから、特に、ややもするところとんぜられがちな中小企業の需要といふものを確保するためにこの法律を出したのだといふふうなわけには考へておるわけだ。社会政策といふものの解釈が妙に曲げられると、どうもかえつて乱用される危険がある。そういふふうな言われる意味はわかりますけれども、あえて私は社会政策といふことを強調しないのは、こゝろいふ懸念もあるからでございます。

○板川委員 問題は、政府案の三条ですが、こゝろいふことがあるためにひつかつてゐるのです。こゝろいふことが契約を締結するに当たつては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図ることに努めなければならぬ。こゝろいふことがあるのです。これはいま大臣のお話しの趣旨をここに盛つておると思ひます。しかし私は、予算の公正かつ効率的な使用といふことを強調すれば、なるほど中小企業の官公需の受注の機会はふえるかも知れませんが、しかし発注されることにはないと思ひます。予算の公正かつ効率的な使用といふたてまえ、原則を強調すると、さつき言つた原則からいひまして、中小企業に來るものは全くのおこぼれであつて、大企業が忙しいうちから手を出せないからであつて、大企業がそれを欲すれば中小企業には流れないといふことになるでしよう。それを政府案の第一条で問題にしたのは、こゝろいふ予算の公正かつ効率的な使用に留意しろといふことを非常に大きく強調されれば、入札する機会がふえたと落ちてゐることはない、こゝろ思ふのです。だから、ほんとうに中小企業に発注する機会をふやすのなら、社会政策的な観点も加味されなければ、おそろくこの法律はつくられても空文化されるのではないか。政府案の第一条のとおり入札する機会がふえましたが、しかし発注されることはありません、こゝろいふ結果になるのじゃないでしようか。大臣、どうでしょう。

○三木国務大臣 これはやはり中小企業だからといつて、効率的でないのに中小企業に発注しなければならぬといふことになつてくると、中小企業を守るために大きな経済の原則を破ることになりまして、かえつて私は混乱が起る。だからやはりこゝろいふ法律といふものは、事務当局からいへばなかなか問題のある法律です。これはもう各省ともいろいろ打ち合わせをしてこゝろいふことになつてゐるから、こゝろいふことも国あるいは公社、公団などが資金を使う場合の大原則といふものは、やはり一応筋を通しておく必要といふものが、私は立法をこゝろまで持つてくるまでの過程において確かにあつたんだと思ひます。それでなしに、何でも中小企業に對してはもう必ずそのものの内容の検討といふものを抜きにしても、こゝろいふ発注をしなければならぬといふことになつてくると、いろいろ問題が起るので、これ

は大原則をこままで書いたわけでありまして、だからこのことが、今度のこの法律ができたのできないときと考えてみて、中小企業の受注を増進するためにこれができたのに何も変わらぬかという、私はそうではない。機会の増大ということはない。重要なこと。だから機会を増大して、需要を確保するかどうかということは中小企業も努力をしなければならぬ。そうでない、なかなか中小企業というものが、いつまでも社会政策の対象になつて産業政策の対策にならぬのだということでは、何のための近代化をやつておるのかということになる。だからこれは決して大企業に太刀打ちのできないものではないと私は思うのです。そういう意味で、このことがやはり一方において中小企業の、大企業に太刀打ちのできる近代化への、合理化への努力というものが当然含まれることが、立法としては公正な姿であらうと考えます。

○板川委員 われわれの議論も、中小企業が高く、あるいは給付する内容が悪くて、それでも中小企業に発注しろというまでは言わないのです。そこまでは言わない。そういう主張はしてないのです。ただ値段が安くていいもの、信用あるものというところに重点があると、おそらくいまの制度の中からは中小企業が受注を受ける機会は大したないだろう、こういうことを言いたいんです。だから私は、予算の公正かつ効率的な使用というところをまっとうから否定するものじゃないのです。否定するものじゃないが、これをあえて強調されると、私はこの法の運用は結局空文化されてしまふんじゃないか、空文化されるんじゃないかということをおし言いたいのです。

そこで、これは長官に伺いますが、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」というこの文言ですね。これを持っておる法律はどういう法律がございいますか。

○影山政府委員 用語例といたしましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第三条におきまして、「各省各庁の長は、その所掌

の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない」というふうに規定してございいます。それからそれに似た例は林業基本法にもあるわけでございます。

○板川委員 この予算の公正かつ効率的な使用に留意しろということ強調する法律は、政府が補助金をやる、こういう場合には私はこれは当然だと思ふんですね。国民の税金を補助金として支出するんですから、公正な使用を考えなくちゃいけないということ、それはわかるのです。大臣が言うように要するに受注の機会を拡大しておけば、中小企業者が自分の努力によって大企業よりも安くていいものを提供するならば、しなくちゃいけないんだということなら、何も予算の公正かつ効率的な使用ということをうたわなくても、当然じゃありませんか。補助金に関する法律にはこの項目はあるかもしれませんが、大臣の言うようにに当然な運用をされるなら、なぜ予算の公正かつ効率的な使用ということを強調されるのでしょうか。この点がわかりません。

○三木国務大臣 やはりこの法律というものは私は両方が両方相まって目的を達成できるのだ、国または公社、公団などが受注の機会を増大するためにやる、また中小企業もこれは国の税金を使うような場合が多いわけですから、できるだけ責任の持てるような良質、低廉なものを供給する、こういう、両方相まって需要の確保になるので、やはり法律のたてまえとしてはこういうことをうたわざるを得ないのではないかと。けれども、特に大企業に比べて安くないわけならぬと思ふわけですよ。安くなくたっていいのです、匹敵するものであれば、特に値段は高いし、内容も悪いのに、中小企業だからやらなければならぬという義務を負わすことは秩序を乱す。しかし、信用もできれば内容も同じだったなら努力をしなければならぬと

言っているのですから、中小企業に対しての需要を確保するようにつとめなければならぬということ、その場合には努力ということに相当な意味を持つてくるわけですから、特に大企業より条件がよくなければならぬと私は思つていない。競争力を持つたら、できるだけ中小企業の仕事をふやすように努力をするという責任を国やあるいは公社、公団などに対して課しておるわけですね。それから、公団などに対して課しておるわけですね。それはある程度の法律的な政策目標というものは達成できるのではないかと。いうふうに考へております。

○影山政府委員 先生の御指摘の点もごもっともな点もあるわけでございますけれども、御承知のように、この法案につきましては、先ほど大臣からもお答えございましたように、受注機会の増大の努力を規定いたしました。それから第四条のほうで方針を閣議決定をしてきめる。それからあと実績をチェックしまして、それで足りないところは強力で要請するというふうな仕組みになっております。これは運用のいかんによりましては相当強力な法律なわけでございます。私ども関係各省と折衝いたしております段階におきまして、この法律の運用ということにつきましては、各省のほうも相当協力的でございます。一生懸命やろうと思つておりますけれども、そういう法律の体制そのものが前向きで相当強力でございます。で、やはり法律の規定のしかたといつたしましては、脚注を照顧せよということがございますけれども、足元を多少見なければいかぬ。その場合に、やはり国民の血税でまかなわれた財源によりまして調達をいたすわけでございますので、そういう場合に、前向きでやる場合にも予算の公正かつ効率的な使用に留意しなければならぬというふうな、足元をながめるということが必要であらうというところで、注意規定的に大原則を書いてあるわけでございます。先生のおっしゃる趣旨とそう違わないという考えがあるわけでございます。

○板川委員 私がこの点にひつかかるのは、あなたも言うとおりの、この法律は運用いかによつて実質的な効果を持つて空文化するかと。ことにあると思うのです。その運用の場合に、この予算の公正かつ効率的な使用に留意しろという原則が実は大きなブレーキに絶対になります。私もこの原則を必ずしも否定するものじゃない。大臣も、高いものを安くわけにいかないけれども、同じ内容のものなら中小企業者にできるだけ発注しろという趣旨だと、こういうのでいい。同じ内容ならば、別に「予算の公正かつ効率的な使用」ということを特にうたふ必要はないじゃないですか、同じ内容なんです。どうなんですか。

○影山政府委員 この「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という規定は、先ほど申し上げましたように留意規定でございますが、やはり会計法の原則に準拠してこれを行なうという規定であることは、先ほど来からのお話のとおりでございますが、それでは一方で会計法の体系内の特例措置でもつてどの程度のことができるかということになるわけでございますが、これは第三条の受注機会の増大をはかるようにつとめなければならぬという全体の趣旨からいまして、会計法の体系内でも相当なことができるわけでございます。御承知のように、すでに指名競争入札あるいは随契約にきまして、先般大蔵省が政令を改正いたしました。随契約の予定価額の引き上げを行なつております。それからあるいは建設省あたりにおきましては、競争参加者の資格基準、あるいは格づけというふうなものにつきましてランク制を設けておることもございます。あるいは地元業者者の活用をはかるようにというふうな通牒も出ております。いずれにいたしまして、会計法の体系内でもそういう中小企業への受注の参加の機会を与えるということにつきましては、これは第三条の読み方にもありますけれども、「増大を図るよう」に努めなければならぬ。法律の全体の趣旨が、先ほど御説明申し上げましたように相当官公需の確保ということにつきましまして前向きの規定でございます。全体の趣旨からいまして、会

計法の範囲内で運用の面につきまして相当のことをやり得るということにつきましては疑いのないところであらうと考えております。

○板川委員 そうするとどういふのですか。この読み方は「予算の公正かつ効率的な使用に留意し」というのはほんの軽い意味の注意規定である、ここでほんとうに政府が考えておるのはその後段である「中小企業者の受注の機会の増大を図るために努めなければならない」ここにウエートを置くから、これはほんの注意規定である、こういうような趣旨ですか。私は、この法律を運用する段になれば必ずそこが問題になり、ここがブレーキになって、その後の運用いかんでは受注の機会は増大されたいけれども発注されることはたいして増大しない、こういう結果になるだろうと思ふので、この点にこだわるのです。

○影山政府委員 単純な留意規定というわけではございませんが、この法律全体の趣旨を主張するあまりに、先ほど大臣からも申されましたように、高くてもあるいは悪いものでもというふうな運用が出てきては困るわけでございますので、そういう点につきまして会計法上の大原則を注意規定として書いたということでございます。それで、私も各省とも折衝いたしました過程におきまして、こういう規定を置くことによりまして一番心配しておりますのが、例をあげてあれでございますが、国鉄あたりでは、中小企業者に発注することによって安全性を害するということがあることがあつては非常に困るのじゃないかということ、むしろ中小企業者のほうへ前向きに発注はしたいのだけれども、そういう点についての限度というものをも多少この法律に書いておく必要があるのじゃないかという御意見もございました。それでこの「予算の公正かつ効率的な使用」ということをわざわざ入れたような経過もあるわけでございます。チェックポイントになるか、あるいはこれが多少前向きな姿勢における場合の脚注照順的な意味の規定になるか、これは今後の運用いかんによるわけでありまして、これは第四条の規定

にもございまして、閣議決定を経まして受注の機会の増大のための方針を定めるわけでありまして、その場合に前向きの方針を決定していくということでも問題の解決ができるかと考えておるわけでありまして。

○板川委員 私の希望からいへば、これははずして中小企業庁が各省庁なり公社なりに、運用にあつてはこういう会計法の原則、あるいは予算決算会計の原則、こういったものからその取り扱いを注意してほしい、こういうふうな注意をされたいと自分は、われわれも高くても悪いものを買えと言つておりませんからいいです。だけれども、どうも本文にあるという点は何かのときにひつかかるのじゃないか。たとえば工事契約をする場合に、大企業から苦情を申し込まれて、われわれよりも若干高い、高いやつを中小企業者に落としたのはこの法律の趣旨にも反する、こういうふうな苦情を申し込まれて、契約担当官が困るのじゃないか、こう思ふのです。

しかしこれはたな上げして、私は次の議論に入ります。次は、政府案四条で「国は、毎年度、国等の契約に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。」この方針の内容ですが、これはこの前大村委員の質問にも長官答えておりますが、なお確認しておきたいと思ひます。これで社会党案と違ふところは、社会党案は、発注の総量をきめて、要するに割合をきめて公表しろといつてゐるのです。ね。政府案は、方針を作成し、そしてその方針を閣議決定をして、通産大臣はその要旨を公表する、こういうことになつておる。これで違ふのは割合を定めるかどうかということです。長官はさきの質問に答えて、方針の中には発注の割合も含めて作成するのだ、方針の中には発注の割合もあるのだ、こう言われておりますが、これは間違ひありません。

○影山政府委員 方針の定め方はいろいろ弾力的でございまして、その国等の契約の努力目標とい

たしまして、割合を規定し得るということは確かでございます。ただ、その割合と申しますのがあつて、その割合と申しますのが、あるいは努力目標を積み上げた結果、全体の総需要量から見ての割合であるかという点につきまして、各省の受け入れ体制あるいは私ども中小企業庁のほうの実績の把握の体制等も考えまして、方針の決定につきましては逐次いい方向に持っていきたいといふふうに考えております。むしろ割合といふのは理想的な姿としての割合をきめたいといふふうに考えております。たとえば四十一年度におきまして、直ちに実行可能な割合といふものとあるべき割合といふものをどういふふうにきめていくかといふことは今後の問題であります。

○板川委員 いずれにしても、割合をきめて発表するといふことは確約してもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

○影山政府委員 割合も含めまして、方針を決定したいと思つております。

○板川委員 第二のポイントはこの割合なんです。ね。割合のきめ方ということ。アメリカなんかの例を見ますと、一応努力目標で、それに達成しなかつた場合には、なぜ達成しなかつたかといふことを検討して、達成するように努力する、こういうことになるかと思ひますが、社会党案も一定の割合をびた一文もがらずにそれをやれといふ意味じゃないのです。やはり努力目標であるが、しかしその努力目標はあまり違ふようなことで離れておつても、これは意味がないのですが、そういう趣旨の割合となりましようか。

○影山政府委員 実務的な面から申しますと、この法律にも書いてございまして、中小企業庁が各省各庁の長と協議をいたしまして決定をするわけでございますが、その場合におきまして、まず一番実現可能なやり方といつたしましては、各省各庁の長から四十一年度につきましての中小企業者向けの発注の見込み額、努力目標としての見込み額を出してもらひ、それをまとめて、それが量の上で伸びているかどうか、あるいは全体の大企業

との割合がどういふふうであるかといふようなことを勘案をしてきめるわけでございます。結論的に申しますと、努力目標的なものも加味しなければいけないだらうといふことを考えております。何ぶん四十一年度につきましては、この法案が通りましてから早急にやるわけでございますので、四十二年以降等につきまして、だんだんといふものにしていききたいといふふうに考えております。

○板川委員 その割合を示す場合にはどういふ区分になりますか。たとえば資料によると、官庁、公社公団あるいは都道府県、大きな都市、特別区、こういうふうな区分を考へておるのですか。政府が発表する場合にどういふふうな区分で発表されるのですか、割合を示す場合に。

○影山政府委員 発表いたします場合には、中央官庁等につきましては、官庁のグループと公社公団のグループといふふうにグループ別にきめていきたいと思つております。

○板川委員 そうすると都道府県、十五万以上の市、特別区、これは発表の中から除外をされますか。

○影山政府委員 この法律の規定におきましては、第七条におきまして、地方公共団体は準用規定になつておりますので、この法律の趣旨にのっとりまして、自治省のほうの協力を得まして、各地方公共団体等につきましても、実績あるいは方針の集計を得たいと考へております。この場合に地方公共団体は都道府県あるいは市といふふうに、できたらずつていききたいといふふうに考へております。

○板川委員 そうしますと、割合をつくるについては、国は官庁、公社公団等について割合をつくる。それから自治省の協力を得て都道府県、できれば大きな都市、できれば全部の都市をやりたいが、都市、特別区、こういうふうなものをあげて、同様な趣旨のものとしてまとめて発表するようになりたい、やり方はどういふことでしうか。

○影山政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 国の発注の割合が問題なんです、官公需の中小企業者に発注する割合を増大するというのが法律の目的です。しかし官公需を全部中小企業者にやるわけにいかないことは自明の理で、それと一つの限界として、どの程度まで考えておられるのでしょうか。何を基準としてどの程度の割合をもって官公需の中小企業者に対する需要が増大をしたとみなすのでしょうか。その基準はどうとしますか。

○影山政府委員 この基準につきましては、前から通産大臣も予算委員会等でも発言をしておられますように、中小企業者の生産あるいは輸出におけるシェアが大体五〇%程度でございますので、その中小企業者の官公需の受注の割合というものが五〇%程度にはさしあたり持つていきたいというふうに考えておりますので、それを基準として考えたいと思っております。

○板川委員 私は生産を一つの基準にすることは、一つの基準でいいと思うのです。輸出を基準にするというものは、一つの参考として見ることはいいのですが、生産はあっても輸出が少ない場合があり得ます。だから輸出はプラスになるなら参考にする程度で、生産の割合というのが基準であると思います。しかしプラスになるならば、その法の趣旨に沿うならば輸出のことも念頭に入れてもいいと思います。ただし、私は生産の割合が五〇%だから五〇%まで確保すればいいというんじや、どうも積極的な感じがしないと思うんです。がね、どうでしょうか。そこがさっき言った、社会政策的な中小企業者の安定をはかって、日本経済の安定をはかるということにも通ずる面があるんです。同じ割合でいいというのはどうですか。

○影山政府委員 御承知のように、四十一年度の国民経済統計等におきまして、官公需というものに該当するものが大体五兆円程度じゃないかというふうにいわれておるわけでございます。これに該当いたしますのが三十九年度においては約四兆円でございますが、そういうふうに非常に全体の

量が多いわけでございますので、これを一%上げるといふことにつきましては相当な努力を要するわけでございます。現在全体の割合が三十八年度で四三・八%という官公需の発注の割合でございますけれども、これを五〇%に持つていくというのと相当な努力が必要だ。だから当面の努力目標といたしまして五〇%ということ掲げておるわけでございます。それで満足するつもりはないわけでございます。

○板川委員 いま、長官、三十八年度の実績四三・八%、こう言っておりますが、官庁としては三一・九%、公社、公団で二五・四%でしょう。いまの資料は、四三・八%というのは都道府県が入り、十五万以上の大都市が入り、特別区が入り、四三・八%でしょう、そうじゃないですか。

○影山政府委員 御指摘のとおりでございます。○板川委員 そうすると、私はこのパーセンテージを上げるのは簡単だろうと思つて、いいです。この政府の資料によつても、官庁が三一・九%、公社、公団が二五・四%、都道府県が六・八%、十五万以上の都市が五・八%、特別区が七・六%、平均して四三・八%こういうことになっております。もしこの市を十五万以上の都市でなくて、全国の市町村にするならば五・八%が、さらにこのパーセンテージが上がるだろうと思つて、そういう数字をあとで修正をされれば、いま四三・八%というけれども四四%、五%、六%、になるかもしれない。だからこのパーセンテージでいく場合には、将来この内容を、調査の範囲を拡大していけば、パーセンテージはどうでも多少は動きます。こういうことを考えておりますか。

○影山政府委員 御指摘のとおり、実績のとり方等に精粗もございまして、範囲の広狭もございまして、実態に依拠してものごとは考えていかなければならぬと思つて、現在までに得た範囲内におきましては、ただいま申し上げたような実績に基づいての考え方にいたしてゐるわけでございます。

○板川委員 いま考えている五〇%というのは、いまの官庁、公社、公団、都道府県、十五万以上の都市、特別区という資料の範囲で将来も五〇%を目標にやつていく、こういう趣旨ですか。

○影山政府委員 大体におきまして、地方公共団体のほうは地元企業者を活用するという意味におきまして、中小企業者の割合が非常に大きいというところは自明の理でございます。これは調査の範囲を広げましたもたいたした動きはないと思つて、ただ問題は、官庁、公社、公団の中央官庁におきまして率が低いのをどういふふうにして上げていくかということが問題になると思つて、そういう意味もございまして、五〇%というのは一つの努力目標じゃないか、かように考えております。

○板川委員 私は、都道府県、市、特別区を入れないで何%ぐらいを目標にするつもりですかと聞かれておるのです。これは政府の法案のたてまえから言つて、地方自治というものを尊重して、これは自治省にある程度までさせて、内容を参考的に発表するといふ程度のことでしょう。政府の法案のたてまえから言へば、都道府県、市、特別区は除いて、主として官庁、公社、公団だけのパーセンテージを出す、片一方は参考に出す、こういう程度のことじゃないでしょうか。

○影山政府委員 御指摘のとおりでございます。それで結局中央の官庁、公社、公団につきまして五〇%に相当する努力目標といふのはどういふところに置くのかという御質問だろうと思つて、これもなかなか関係各省ともよく相談してみなければつきりしたことが出ないわけでありまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、官庁につきましては、三十八年度について中小企業者への発注実績が約三三%であります。これを切り上げて三三%からいかにまでは持つていかなければいけないというふうなばく然とした感じを持つております。それから公社、公団につきましても約二五%程度でございますので、これも切り上げて三〇%程度にまでは持つていかなければ

ならないというばく然たる目標は持つておりますが、やはり御承知のように三十八年度、三十九年度を比較してみますと、割合もさることながら、実績の点につきましても相当な伸びを示しておるわけでありまして、そういうふうな実績の伸びというふうなことも勘案いたしまして考えていきたいというふうに考えております。

○板川委員 実績の伸びで計算してはだめですよ。それでは受注の機会が拡大にはなりません。経済が二割伸びたときに一割中小企業へ発注する機会がふえたからよいだろう、こういう議論になるのじゃないですか。それでは中小企業者の経済的な活動分野が相対的に狭まることになるのじゃないですか。だから実績がふえたからよいのだという議論は私はとるべきじゃないと思つて、この原則はやはりパーセンテージでいくべきだと思つて、五〇%を目標にするというならば、それは官庁、公社、公団だけを念頭に置いた議論でしようかというのを確認しておきたい。

あなたが再三言つておる五〇%といふもの、生産が五〇%だから中小企業者の受注も大体それを目標にするといふのは、それは官庁、公社、公団だけを考えておるのですか、どうですか。

○影山政府委員 先ほど五〇%と申し上げましたのは、地方公共団体も含めての数字でございます。しかし官庁、公社、公団につきましては率が低いので、それを漸次引き上げていきたいということは申し上げたとおりでございます。

○板川委員 それはさういふことで、地方公共団体は六〇%から七〇%台になっておる。大体六八、五八、七六といふふうになっておるから、これは大いにその率なりをさらにできるだけふやしたい、しかし官庁、公社、公団が非常に少ない方としてはおかしいがひつくるめて五〇%台を確保するように努力したい、その五〇%というのはさういふことですか。

○影山政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。

○影山政府委員 自治省にお願いいたしまして、

○影山政府委員 第六条は、各省各庁の長等に対する要請の規定でございますが、第四条におきまして方針を決定いたしましたので、その方針の内容といたしましては、先ほど御説明いたしましたよう

ます。端的に申しまして、たとえば建設省の計画局なら計画局が会計関係の担当部署に対して要請をするという形になるわけでございまして、そういう立法例はたくさんあるわけでございます。そ

○板川委員 どうも従来の中小企業庁の法案というのは、大体羊頭を掲げて狗肉を売るのが何か知らぬけれども、法律の内容はいいように見えて、

実質的な中小企業を組織化し、あるいは中小企業に恩恵を与えるような法案はなかった。そのなかった最大の原因は、中小企業問題に、社会政策というものを置かないからだと思ひます。社会政策というものを加味しないから、結局実際には大企業が勝つていく、大企業が伸びてくる、こういうことだと思ひます。幾らそんな法律をつくつても、実際の効果はありはしない。私は、この法律が大臣の答弁のように社会政策を全く考えていないようならば、たいした効果はない。社会党が推進するといつたって、効果のない法律を推進しようというのじゃないですよ。効果あらしめたいと思ひます。どうも長官、ちよつと自信のないようなことだけれども、これはたとえは年々一%ずつでも——全体で一%では少ない、せめて二%ぐらいずつでもふやしていくという自信がありますか。

○影山政府委員 この法案作成の過程におきましては、各省、各庁の長あるいは公社、公団等も歴訪いたしました。私協力を求めたわけでございます。そして、その受けました印象をいたしましては、私どもとしては、その割合も年々ふやしていくというふうに確信をいたしておるわけでございます。

○板川委員 年々ふやしていくというのは、言っておきますが、金額ではありません、パーセンテージである、こういうことをひとつ考えておいてください。

きょうはこれで質問を終わります。

○天野委員長 次会は明十一日水曜日午前十時三十分、委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和四十一年五月十三日印刷

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 商工委員會議録第二十一号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 二二 三 両立た        | 両立て      |
| 二二 三 (ヤード)表示    | (ヤード)と表示 |
| 二二 三 キヤッチャー     | キヤッチャー   |
| 二二 三 除々に        | 徐々に      |
| ハ 二 末 除々に       | このようにこと  |
| ハ 二 末 除々に       | すか。      |
| 三 二 三 けた        | あるから積み上  |
| 三 二 三 けた        | 積み上げた    |
| 商工委員會議録第二十三号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 六 一 末 非常は       | 非常に      |
| ハ 四 三 は         | 大手につきまし  |
| 二 三 末 買あさつて、    | 買あさつて、   |
| 商工委員會議録第二十四号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 四 二 末 いろいろ      | いろいろ     |
| 四 三 五 掘った       | 掘った      |
| 五 一 末 なるのじやな    | なるのじやない  |
| 五 二 三 水平抗道      | 水平抗道     |
| 五 三 五 金融機会      | 金融機関     |
| ハ 一 三 と         | それからという  |
| 二 四 三 異動        | 移動       |
| 二 五 一 末 いろいろ    | いろいろ     |
| 二 五 一 末 いろいろ    | というふうに   |
| 商工委員會議録第二十五号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| ハ 二 六 漸定        | 暫定       |
| 商工委員會議録第二十六号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 一 四 末 採鉄        | 採鉄       |
| ハ 三 三 〇板山委員     | 〇板川委員    |
| 商工委員會議録第二十七号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 二 二 三 除々に       | 徐々に      |
| 二 二 末 理由をつける    | 理由をつける   |
| 商工委員會議録第二十八号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 二 一 末 業社        | 業者       |
| 六 二 末 再下層       | 最下層      |
| 商工委員會議録第三十号中正誤  |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 一 四 末 つまりが      | つまり      |
| 三 三 三 使述        | 使途       |
| 三 四 二 ニューギニア    | ニューギニア   |
| 三 四 三 ブニエー      | ブニエー     |
| 六 二 末 いろいろ      | いろいろ     |
| 二 〇 三 鉄綱        | 鉄綱       |
| 二 〇 三 鉄綱        | 鉄綱       |
| 二 一 三 現有能       | 現有能力     |
| 商工委員會議録第三十二号中正誤 |          |
| ベシ 段行 誤         | 正        |
| 二 二 三 販政面       | 財政面      |
| 二 四 一 いろいろ      | いろいろ     |
| 三 一 三 いろいろ      | いろいろ     |
| 四 二 〇 船要        | 事業       |
| 五 三 一 いろいろ      | いろいろ     |
| 五 三 一 いろいろ      | というふうに   |

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局